

拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約  
第19条1に基づく第1回日本政府報告

第1部 一般的情報

1. 我が国は、1999年6月29日、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約」の加入書を国際連合事務総長に寄託し、本条約の締約国となった。本条約は、同年7月5日に公布され、本条約第27条2に従って、同年7月29日に我が国について効力を生じた。この第一回日本政府報告は本条約が我が国について効力を生じてから2004年3月までの期間を対象としている。

2. 我が国の憲法は、第36条において、公務員による拷問及び残虐な刑罰を絶対的に禁止している。また、本条約の精神に沿う憲法の規定として、第13条及び第38条がある。これらの憲法の規定の下に、刑法は、特別公務員暴行陵虐罪（第195条）及び特別公務員暴行陵虐致死傷罪（第196条）等を定めており、これらの罪については、通常の刑事手続のみならず、刑事訴訟法第262条から第269条までに規定する特別な刑事手続によっても適正な裁判が保障されている。我が国においては、本条約第1条1に定義されている拷問に当たる行為、拷問の未遂及び拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為については、特別公務員暴行陵虐罪及び特別公務員暴行陵虐致死傷罪に当たるもの以外についても、後述のとおり、刑法をはじめとする種々の法律によってその処罰が確保されている。

また、本条約上のその他の義務についても第2部で詳述するとおり、既存の国内法令等により履行可能である（なお、本報告書で引用している国内法令はすべて仮訳である。）。

3. 本条約に関連する国際条約としては、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」がその第7条において、拷問等の禁止を規定しているが、我が国は、同規約を1979年に締結している。また、我が国の国内法においては、本条約第4条に関する部分で述べるとおり、本条約の拷問に当たる行為は処罰の対象とされている。

**○憲法**

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これ

を証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

## ○刑法

第193条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

第194条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第195条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

第196条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

## ○刑事訴訟法

第262条 刑法第九十三条から第九十六条まで（注：特別公務員暴行陵虐罪、同致死傷罪等）又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四十五条（注：公安調査官の職権濫用の罪）若しくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成十一年法律第四百四十七号）第四十二条若しくは第四十三条の罪（注：公安調査官、警察職員の職権濫用の罪）について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

2 前項の請求は、第二百六十条の通知（注：告訴人等に対する起訴・不起訴等の通知）を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

第263条 前条一項の請求は、第二百六十六条の決定があるまでこれを取り下げることができる。

2 前項の取下をした者は、その事件について更に前条一項の請求をすることができない。

第264条 検察官は、第二百六十二条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第265条 第二百六十二条第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

2 裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは

簡易裁判所の裁判官にこれを囑託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第266条 裁判所は、第二百六十二条第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二 請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第267条 前条第二号の決定があったときは、その事件について公訴の提起があったものとみなす。

第268条 裁判所は、第二百六十六条第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

2 前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に囑託してこれをしなければならない。

3 前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

4 裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

5 第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第269条 裁判所は、第二百六十二条第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があった場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

#### ○市民的及び政治的権利に関する国際規約

第7条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない。特に、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けない。

4. 我が国において、本条約に関わる事務を所掌する主な当局は以下のとおり。

##### (a) 外務省

5. 外務省は、条約その他の国際約束の締結、解釈及び実施に関する事務を所掌しているため、本条約の締結、解釈及び実施に関する事務についても、外務省が所掌している。

##### (b) 法務省

6. 法務省は、本条約に関わる以下の事務につき所掌している。

(i) 刑事法制に関する企画及び立案、犯罪の予防その他刑事に関すること並びに犯罪人の

引渡し及び国際捜査共助に関すること

(ii) 人権侵犯事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関すること

(iii) 刑及び勾留の執行その他矯正に関すること（なお、パラ101のとおり、監獄又は分監の長、指命を受けたその他の監獄職員は、監獄又は分監における犯罪に関し、司法警察職員として捜査を行う権限を有している。）

(iv) 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること

(v) 民事法制に関する企画及び立案その他民事に関すること

(vi) 国の利害に関係のある争訟に関すること

7. また、検察官は、刑事について、捜査及び公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、又、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。

#### (c) 警察

8. 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とされ、司法警察職員たる警察官は、犯罪があると思料するときは、刑事訴訟法第189条第2項の規定により（パラ39参照）、犯人及び証拠を捜査するものとされており、この点、本条約第4条の犯罪についても例外ではない。また、警察は、本条約に関わる事務として、国際捜査共助に関する事務等についても、所掌している。

#### (d) 厚生労働省

9. 厚生労働省は、本条約に関わる以下の事務につき所掌している。

(i) 感染症の発生及びまん延の防止に関すること

(ii) 障害者の福祉の増進及び保健の向上に関すること

(iii) 港及び飛行場における検疫に関すること

(iv) 医療の指導及び監督に関すること

10. 感染症対策については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事等が同法に規定する新感染症、一類感染症及び二類感染症の患者等に対して入院の勧告及び当該勧告に従わないときは入院の措置を行うことができる。

11. 精神医療については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）に基づき、都道府県知事、政令指定都市市長又は精神病院の管理者が、

入院措置や行動制限を行う場合がある。例えば、措置入院は、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致した場合に限り、行うことができる。

12. 検疫関係については、検疫法に基づき、検疫所長が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症又はコレラの患者の隔離及び一類感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留を行うことができる。

#### (e) 防衛庁

13. 防衛庁は、自衛隊の行動に関すること等をその所掌事務としているが、自衛隊の警務官及び警務官補は、(i) 隊員の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪、(ii) 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪、(iii) 自衛隊の所有し又は使用する施設又は物に対する犯罪について、刑事訴訟法の規定による司法警察職員として職務を行う。

#### (f) 海上保安庁

14. 海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕に関する事務をつかさどること等により、海上の安全及び治安の確保を図ることをその任務としており、海上保安官及び海上保安官補は、海上保安庁法第31条に基づき（パラ101参照）、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法に定める司法警察職員として職務を行う。

#### (g) その他の捜査機関

15. 我が国においては、警察官が司法警察職員として犯人及び証拠を捜査するほか、検察官及び検察事務官が犯罪を捜査することができる。また、その他の特定の行政庁の職員も、それぞれ法律に定めるところにより、特別な事項について司法警察職員としての職務を行う（このような公務員に当たるものとしては、上記監獄又は分監の長、指命を受けたその他の監獄職員、自衛隊の警務官及び警務官補並びに海上保安官及び海上保安官補の他、森林管理局署の職員、公有林野の事務を担当する北海道吏員、船長、職掌の上位にある船員、皇宮護衛官、鳥獣の保護又は狩猟の適正化に関する取締りの事務を担当する都道府県職員、労働基準監督官、船員労務官、麻薬取締官、麻薬取締員、郵政監察官、鉱務監督官、漁業監督官及び漁業監督吏員がある。）。このほか、国税庁監察官は、国税庁の所属職員が行ったその職務に関する犯罪等につき犯人及び証拠を捜査する権限を有している。これらの職員については第2部において特記しないが、各々その公権力

の行使については司法警察職員として刑事訴訟法等の規定が適用される。

16. 我が国は、上述のとおり、本条約上の義務については既存の国内法令等によって履行可能であるので、本条約の締結に当たって国内法の改正等を行っていないが、国内法令等の適切な運用により、本条約の遵守のため努力している。

また、現在我が国は、行刑制度の改革（パラ 8 4、8 5 参照のこと。）を総合的に進めており、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱いの防止を含め、人権の保護、促進に一層努めている。

## **第 2 部 条約第 1 部の各条に関する情報**

### **A. 第 1 条**

17. 憲法第 3 6 条は、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。」と定め、公務員による拷問を絶対的に禁止している。本条約第 1 条 1 に定義されている拷問に当たる行為、拷問の未遂及び拷問の共謀又は拷問への加担に当たる行為については、後述のとおり（「D. 第 4 条」参照）、刑法等に規定された既存の罰則により処罰が確保されている。

18. 我が国は、法定刑として死刑を存置しているが、身体刑は存在しない。我が国における死刑制度の現状については「Q. その他 (d) 死刑制度」参照。

### **B. 第 2 条**

19. 我が国が、その管轄の下にある領域内において拷問に当たる行為が行われることを防止するためにとっている立法上、行政上、司法上その他の措置は以下各条ごとに記載しているとおりである。

20. 前述のとおり、我が国の憲法は、第 3 6 条において公務員による拷問及び残虐な刑罰を絶対的に禁止しており、戦争状態、戦争の脅威、内政の不安定又は他の公の緊急事態といった例外的な事態を援用して拷問を正当化する国内法規は存在しない。

21. また、拷問を正当化する根拠として上司又は公の機関による命令を援用し得ることを定めている国内法令は存在しない。

## C. 第3条

### 追放・送還

22. 出入国管理及び難民認定法は、その第53条第1項において、退去強制を受ける者は国籍又は市民権の属する国に送還される旨定めており、同条第2項では、第1項に定める国に送還することができないときは、本人の希望により、(1)我が国に入国する直前に居住していた国、(2)我が国に入国する前に居住していたことのある国、(3)我が国に向けて船舶等に乗った港の属する国、(4)出生地の属する国、(5)出生時にその出生地の属していた国、(6)その他の国、のいずれかに送還される旨定めている。したがって、退去強制を受ける者が同条第1項に定める国において拷問を受けるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠があると判断される場合は、同条第2項にいう「送還することができないとき」に含まれると解され、本人の希望により、同項に定めるいずれかの国に送還されることになる。

#### ○出入国管理及び難民認定法（略称：入管法）

第53条 退去強制を受ける者は、その者の国籍又は市民権の属する国に送還されるものとする。

2 前項の国に送還することができないときは、本人の希望により、左に掲げる国のいずれかに送還されるものとする。

- 一 本邦に入国する直前に居住していた国
- 二 本邦に入国する前に居住していたことのある国
- 三 本邦に向けて船舶等に乗った港の属する国
- 四 出生地の属する国
- 五 出生時にその出生地の属していた国
- 六 その他の国

23. 出入国管理及び難民認定法は、外国人の退去強制手続について、外国人容疑者が入国審査官の認定に服したとき（第47条第4項）、特別審理官の判定に服したとき（第48条第8項）又は法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたとき（第49条第5項）に、主任審査官が退去強制令書を発付し、入国警備官がこれを執行し又は外国人を送還する運送業者に引き渡すこと（第52条第3項）を定めており、法務省が「追放」又は「送還」に関する決定を行う手続を所管している。

24. 出入国管理及び難民認定法は、退去強制手続において、入国審査官の外国人が退去強制事由に該当する旨の認定に対し、同人において異議がある場合には、特別審理官に

よる口頭審理を請求することができる旨規定（第48条第1項）し、さらに、特別審理官の入国審査官による認定に誤りがない（すなわち、退去強制事由に該当する）旨の判定に対し、同人において当該判定に異議がある場合は、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に異議を申し出ることができる旨規定（第49条第1項）しており、同手続過程における異議申出が可能である。

なお、入国審査官が退去強制事由に該当しない旨の認定をしたとき、または、特別審理官が入国審査官の認定が事実と相違すると判定したときは、当該外国人は放免される。

また、法務大臣が、異議の申出に理由がある旨の裁決をした場合は、当該外国人は放免され、理由がない旨の裁決をした場合には、退去強制令書が発付されることになっているが、理由がない旨の裁決をした場合においても、同人について、特別に在留を許可すべき事情があると認めるときには、在留を特別に許可することができる（第50条第1項）。

また、退去強制令書発付処分については、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えの提起ができる。

## ○入管法

第47条 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号のいずれにも該当しないと認定したときは、直ちにその者を放免しなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、容疑者が第二十四条各号の一に該当すると認定したときは、すみやかに理由を附した書面をもつて、主任審査官及びその者にその旨を知らせなければならない。

3 前項の通知をする場合には、入国審査官は、当該容疑者に対し、第四十八条の規定による口頭審理の請求をすることができる旨を知らせなければならない。

4 第二項の場合において、容疑者がその認定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、口頭審理の請求をしない旨を記載した文書に署名させ、すみやかに第五十一条の規定による退去強制令書が発付しなければならない。

第48条 前条第二項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、口頭をもつて、特別審理官に対し口頭審理の請求をすることができる。

2 入国審査官は、前項の口頭審理の請求があつたときは、第四十五条第二項の調書その他の関係書類を特別審理官に提出しなければならない。

3 特別審理官は、第一項の口頭審理の請求があつたときは、容疑者に対し、時及び場所を通知してすみやかに口頭審理を行わなければならない。

4 特別審理官は、前項の口頭審理を行つた場合には、口頭審理に関する調書を作成しなければならない。

5 第十条第三項から第六項までの規定は、第三項の口頭審理の手續に準用する。

6 特別審理官は、口頭審理の結果、前条第二項の認定が事実と相違すると判定したときは、直ち



にその者を放免しなければならない。

7 特別審査官は、口頭審理の結果、前条第二項の認定が誤りがないと判定したときは、すみやかに主任審査官及び当該容疑者にその旨を知らせるとともに、当該容疑者に対し、第四十九条の規定により異議を申し出ることができる旨を知らせなければならない。

8 前項の通知を受けた場合において、当該容疑者が同項の判定に服したときは、主任審査官は、その者に対し、異議を申し出ない旨を記載した文書に署名させ、すみやかに第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第49条 前条第七項の通知を受けた容疑者は、同項の判定に異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、法務省令で定める手続により、不服の事由を記載した書面を主任審査官に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 主任審査官は、前項の異議の申出があつたときは、第四十五条第二項の審査に関する調書、前条第四項の口頭審理に関する調書その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を主任審査官に通知しなければならない。

4 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちに当該容疑者を放免しなければならない。

5 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは、直ちにその者を放免しなければならない。

6 主任審査官は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときは、すみやかに当該容疑者に対し、その旨を知らせるとともに、第五十一条の規定による退去強制令書を発付しなければならない。

第50条 法務大臣は、前条第三項の裁決に当つて、異議の申出が理由がないと認める場合でも、当該容疑者が左の各号の一に該当するときは、その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

2 前項の場合には、法務大臣は、法務省令で定めるところにより、在留期間その他必要と認める条件を附することができる。

3 第一項の許可は、前条第四項の適用については、異議の申出が理由がある旨の裁決とみなす。

第52条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため主任審査官が必要と認めて依頼したときは、退去強制令書の執行をすることができる。

3 入国警備官（前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。）は、退去強制令書を執行するときは、退去強制を受ける者に退去強制令書又はその写を示して、すみやかにその者を第五十三条に規定する送還先に送還しなければならない。

但し、第五十九条の規定により運送業者が送還する場合には、入国警備官は、当該運送業者に引き渡すものとする。

4 前項の場合において、退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦に退去しようとするときは、入国者收容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

5 入国警備官は、第三項本文の場合において、退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、送還可能のときまで、その者を入国者收容所、收容場その他法務大臣又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に收容することができる。

6 入国者收容所長又は主任審査官は、前項の場合において、退去強制を受ける者を送還することができないことが明らかになったときは、住居及び行動範囲の制限、呼出に対する出頭の義務その他必要と認める条件を附して、その者を放免することができる。

25. 本条約第3条1の「根拠」の有無を決定するには、当該国における内政状況、治安状況及び人権侵害状況等拷問が行われる要因となる事項全般について豊富な知識及び情報並びに的確な分析力を要するため、入国管理局においては、あらゆる職員研修等の機会を捉えてこれらの能力等を向上させるための講義を実施してきたところである。

26. 本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日から2004年3月31日までの間に、退去強制令書発付処分等の取消を求めて提起された行政訴訟のうち、当該処分が本条約に違反し当該処分を取り消す旨の判決が示された事例は、存在しない。

### 犯罪人引渡し

27. 逃亡犯罪人引渡法は、第4条第1項第3号及び第4号並びに第14条第1項において、逃亡犯罪人の引渡しを行わない場合として、法務大臣が、「逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でない」と認めるとき」を定めているが、逃亡犯罪人が引渡請求国において拷問を受けるおそれがあると信ずるに足る実質的な根拠があると判断した場合も「相当でない」と認めるとき」に含まれている。

#### **○逃亡犯罪人引渡法**

第3条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しの請求があったときは、次の各号の一に該当する場合を除き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡しの請求があったことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求が引渡条約に基づいて行なわれたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行

なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。

第4条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡しに関する書面の送付を受けたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。(中略)

三 前号に定める場合のほか、逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定めがある場合において、当該定め該当し、かつ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

四 引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。(以下略)

第14条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定(注：引渡しができる場合に該当する旨の東京高等裁判所による決定)があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。(以下略)

28. 逃亡犯罪人引渡法第4条第1項第3号及び第4号並びに第14条第1項に該当するか否かの判断は、法務大臣が行う。

29. 同法第14条第1項に基づく法務大臣の引渡命令に対しては、行政不服審査法に基づく異議申立て及び行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えの提起ができる。

30. 本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日から2004年3月31日までの間、犯罪人引渡しに関し、本条に関連する申立てや訴えはない。

#### D. 第4条

31. 本条約にいう拷問に当たる行為(未遂及び共犯を含む。)を行った者は、以下に掲げる特別公務員暴行陵虐罪、特別公務員暴行陵虐致死傷罪等のほか、さらに内容によって、公務員職権濫用罪、暴行罪、傷害罪、遺棄罪、逮捕罪、監禁罪、脅迫罪、並びに、殺人罪、強制わいせつ罪、強姦罪、強要罪及びこれらの未遂罪等刑法等における種々の犯罪又はこれらの共犯として処罰対象とされる(共犯に関する刑法の条文は以下のとおり)。これらの犯罪は、本条約第1条第1項に掲げられている行為の目的又は何らかの差別に基づく理由を構成要件とするものではなく、その点でより広い範囲の拷問行為を処罰対

象としている。

## ○刑法

(特別公務員暴行陵虐罪等に関する条文)

第194条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者がその職権を濫用して、人を逮捕し、又は監禁したときは、六月以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。

第195条 裁判、検察若しくは警察の職務を行う者又はこれらの職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

2 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときも、前項と同様とする。

第196条 前二条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

(共犯に関する条文)

第60条 二人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第61条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。

2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。

第62条 正犯を幫助した者は、従犯とする。

2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。

第63条 従犯の刑は、正犯の刑を減輕する。

第65条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

2 身分によって特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

32. 以上のとおり、我が国においては、本条約上の拷問に当たる行為、拷問の未遂及び権限ある者による拷問の命令による場合を含む拷問の「共謀」又は拷問への「加担」に当たる行為については、刑事法上の犯罪とされており、しかも、「犯罪の軽重及び情状」等を考慮して適切な訴追がされ、裁判においても犯罪の重大性を考慮した適当な刑罰が科されることが担保されている。

## E. 第5条

33. 本条1(a)にいう「犯罪が自国の管轄の下にある領域内で又は自国において登録された船舶若しくは航空機内で行われる場合」については、刑法第1条(国内犯)により我が国の裁判権が設定されている。

34. 本条 1 (b)にいう「容疑者が自国の国民である場合」については、刑法第 3 条（国民の国外犯）及び第 4 条（公務員の国外犯）、第 4 条の 2（条約による国外犯）、暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条の 2 第 3 項及び人質による強要行為等の処罰に関する法律第 5 条により、我が国の裁判権が設定されている。

35. 本条 1 (c)にいう「被害者が自国の国民である場合」については、2003 年 7 月に刑法が改正され、同法第 3 条の 2（国民以外の者の国外犯）、暴力行為等処罰に関する法律第 1 条の 2 第 3 項及び人質による強要行為等の処罰に関する法律第 5 条により、一定の範囲の罪について我が国の裁判権が設定されることとなった。

36. 本条 2 にいう「容疑者が自国の管轄の下にある領域内に所在し、かつ、自国が 1 のいずれの締約国に対しても第 8 条の規定による当該容疑者の引渡しを行わない場合」については、刑法第 1 条（国内犯）、第 3 条（国民の国外犯）、第 3 条の 2（国民以外の者の国外犯）、第 4 条（公務員の国外犯）、第 4 条の 2（条約による国外犯）、暴力行為等処罰ニ関スル法律第 1 条の 2 第 3 項及び人質による強要行為等の処罰に関する法律第 5 条により、我が国の裁判権が設定されている。

## ○刑法

第 1 条 この法律は、日本国内において罪を犯したすべての者に適用する。

2 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内において罪を犯した者についても、前項と同様とする。

第 2 条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯したすべての者に適用する。（以下略）

第 3 条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国民に適用する。

（中略）

五 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）、第八十一条（強制わいせつ等致死傷）及び第八十四条（重婚）の罪

六 第九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪

七 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪

（中略）

九 第二百八条（保護責任者遺棄等）の罪及び同条の罪に係る第二百十九条（遺棄等致死傷）の罪

十 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等致死傷）の罪

（以下略）

第 3 条の 2 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外

の者に適用する。

- 一 第七十六条から第七十九条まで（強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦、未遂罪）及び第八十一条（強制わいせつ等致死傷）の罪
- 二 第九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
- 三 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
- 四 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十一条（逮捕等監禁致死傷）の罪
- 五 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂罪）の罪
- 六 第二百三十六条（強盗）及び第二百三十八条から第二百四十一条まで（事後強盗、昏睡強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死）の罪並びにこれらの罪の未遂罪

第4条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本国の公務員に適用する。

（中略）

- 三 第九十三条（公務員職権濫用）、第九十五条第二項（特別公務員暴行陵虐）及び第九十七条から第九十七条の四まで（収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄、あっせん収賄）の罪並びに第九十五条第二項の罪に係る第九十六条（特別公務員職権濫用等致死傷）の罪

第4条の2 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律は、日本国外において、第二編の罪であつて条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされているものを犯したすべての者に適用する。

## ○暴力行為等処罰ニ関スル法律

第1条ノ2 銃砲又ハ刀剣類ヲ用ヒテ人ノ身体ヲ傷害シタル者ハ一年以上十年以下ノ懲役ニ処ス

2 前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

3 前二項ノ罪ハ刑法第三条、第三条の二及第四条の二ノ例ニ従フ

## ○人質による強要行為等の処罰に関する法律

第1条 人を逮捕し、又は監禁し、これを人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、六月以上十年以下の懲役に処する。

2 第三者に対して義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するための人質にする目的で、人を逮捕し、又は監禁した者も、前項と同様とする。

3 前項の未遂罪は、罰する。

第3条 航空機の強取等の処罰に関する法律（昭和四十五年法律第六十八号）第一条第一項の罪を犯した者が、当該航空機内にある者を人質にして、第三者に対し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求したときは、無期又は十年以上の懲役に処する。

第5条 第一条の罪は刑法（明治四十年法律第四十五号）第三条、第三条の二及び第四条の二の例

に、前三条の罪は同法第二条の例に従う。

## **F. 第6条**

37. 我が国が本条に規定する義務を履行するためにとっている立法上その他の措置については以下のとおり。

### **抑留その他の法的措置**

38. 我が国は、本条約第4条の犯罪の容疑者が我が国領域内に所在し、入手できる情報を検討した後、状況によって正当であると認める場合には、当該容疑者の所在を確実にするため、速やかに以下の措置をとることとなる。

(i) 関係国から容疑者の引渡請求又は仮拘禁請求があった場合には、逃亡犯罪人引渡法に基づく拘禁又は仮拘禁を行うことができる。

(ii) 国内法上の裁判権を前提として、刑事訴訟法に従い容疑者を逮捕又は勾留することができるほか、所在捜査を行い、任意同行を求めることもできる。

### **○逃亡犯罪人引渡法**

第5条 東京高等検察庁長官は、前条第一項の規定（注：パラ27参照）による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まつた住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

3 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

第23条 外務大臣は、引渡条約に基づき、締約国から引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができる犯罪人が犯した犯罪（引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡を請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）についてその者を仮に拘禁することの請求があったときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があったことを証明する書面に関係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがなされていることの通知がないとき。

二 請求に係る者の引渡しの請求を行うべき旨の保証がなされないとき。

2 引渡条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があったときは、当該請求をした外国から日本国が行う同様の請求に応ずべき旨の保証がなされた場合に限り、前項と同様とする。

第24条 法務大臣は、前条の規定により書面の送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第25条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、当該犯罪人を拘禁させなければならない。

## ○刑事訴訟法

第199条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。ただし、三十万円（刑法、暴力行為等処罰に関する法律及び経済関係罰則の整備に関する法律の罪以外の罪については、当分の間、二万円）以下の罰金、拘留又は科料に当たる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前条の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

2 裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、検察官又は司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。以下本条において同じ。）の請求により、前項の逮捕状を発する。但し、明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第203条 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実を要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

2 前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

3 第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第204条 検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前条の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四



十八時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。但し、その時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

2 前項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合にこれを準用する。

第205条 検察官は、第二百三条の規定により送致された被疑者を受け取つたときは、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者を受け取つた時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

2 前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

3 前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

4 第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第206条 検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三条の時間の制限に従うことができなかったときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

2 前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

第207条 前三条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

2 裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速やかに勾留状を発しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前条第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第210条 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足る十分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めるときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求めらなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。(以下略)

第213条 現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

## **予備調査**

39. 我が国においては、本条約第4条の犯罪については、刑事訴訟法に基づき、司法警察職員、検察官等が捜査を行うこととなるので、本条2の予備調査を行う義務は捜査を通じて履行されることとなる。

## ○刑事訴訟法

第189条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第191条 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

2 検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

## 国籍国の代表等との連絡の援助

40. 抑留されている被告人、被疑者とその者の国籍国の代表等との接見の可否は、刑事訴訟法第80条及び第81条に従って、逃亡犯罪人引渡法によって拘禁・仮拘禁された者とその者の国籍国の代表等との接見の可否は、監獄法第45条に従って決定される。なお、本条約の締結に際し、警察庁、法務省等関係当局においては、拘禁施設の長等に対し、本条約の遵守を指示する通達を発出している。

## ○刑事訴訟法

第80条 勾留されている被告人は、第三十九条第一項に規定する者（注：弁護人または弁護人になろうとする者）以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第81条 裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九条第一項に規定する者（注：弁護人または弁護人になろうとする者）以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

## ○監獄法

第45条 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス

2 受刑者及び監置ニ処セラレタル者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ為サシムルコトヲ得ス但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

## 関係国への通報

41. 本条4に基づく関係国に対する通報、報告等は、外務省が法務省、警察庁等関係当局から関係する情報を受けて、外交ルートを通じて行うこととなる。なお、本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日から2004年3月31日までの間、本条に基づき関係締約国に通報を行った事例はない。

## G. 第7条

42. 本条約第7条1の「権限のある当局」は、我が国では検察官がこれに該当する。容疑者が我が国に所在し、かつ、我が国が当該容疑者を引き渡さないときは、検察官が事件を受理し、刑事訴追をするか否かを決定することとなる。

43. 我が国においては、本条約第4条の犯罪に該当するものについて、他の重大な犯罪と同様の方法で検察官により容疑者を訴追するか否かが決定される。

44. また、本条約第4条の犯罪の訴追及び有罪の言渡しに必要とされる証拠の基準について、第5条1の場合及び第5条2の場合の間に差異を設けてはいない。

45. 我が国において本条約第4条の犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている者については、我が国の国民であるか否かを問わず、刑事訴訟法等の関連国内法令及びそれらの適正な運用により、訴訟手続のすべての段階において、本条約第7条3にいう「公正な取扱い」は保障されている。

### **○刑事訴訟法**

第242条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第246条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

第247条 公訴は、検察官がこれを行う。

## H. 第8条

46. 犯罪人引渡しに関する我が国の国内法として、逃亡犯罪人引渡法がある。我が国は、引渡条約の存在を犯罪人引渡しの条件とはしていないが、逃亡犯罪人引渡法第3条第2号に定められているとおり、逃亡犯罪人引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合には、請求国から我が国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされることが引渡の要件の1つとなる。

47. また、同法第2条第3号及び第4号は、引渡し可能な犯罪の法定刑に係る要件を定めたものであるが、同条ただし書において「引渡条約に別段の定があるときは、この限

りでない。」としており、我が国は本条約を締結したことにより、本条約第4条の犯罪については、犯罪人引渡法第2条第3号及び第4号に係る法定刑の要件を満たさなくても、引渡しが可能となっている。

48. したがって、本条約の締約国より、本条約第4条の犯罪について犯罪人引渡の請求があった場合には、逃亡犯罪人引渡法等に従って取り扱われることとなる。

49. また、本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日から2004年3月31日までに発生した本条約第4条の犯罪の容疑者について第8条の規定に基づいて引き渡した事例も、引渡しを受けた事例もない。

### ○逃亡犯罪人引渡法

第2条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一 引渡犯罪が政治犯罪であるとき。

二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国内に行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

五 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る審判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

六 引渡犯罪について請求国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行つたことを疑うに足る相当な理由がないとき。

七 引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行を受けないこととなつていないとき。

九 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

第3条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除

き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡しの請求があつたことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求が引渡条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、請求国から日本国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされるとき。

## I. 第9条

50. 我が国には、捜査手続に関する共助につき国際捜査共助等に関する法律が、外国裁判所の囑託があつた場合の司法共助につき外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法がある。

51. 国際捜査共助等に関する法律によれば、外国から、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供の要請があつた場合、非政治犯罪性、双罰性、相互保証等同法に定められた要件を満たし（第2条）、要請に応じることが相当であると認めるとき（第5条）は、関係人の取調べ、鑑定囑託、実況見分、書類その他の物の所有者等からその提出を求めると及び公私の団体等に対する照会並びに搜索、差押え及び検証（第8条）並びに証人尋問（第9条）等の必要な証拠の収集を行い、これらの証拠を提供することができる。

52. また同法第17条によれば、国際刑事警察機構（ICPO）から、外国の刑事事件の捜査についての協力の要請を受けたときは、これが非政治犯罪性、双罰性等同法に定められた要件を満たす場合には、関係人に対する質問、実況見分、書類その他の物の所有者等からその提示を求めること、公私の団体等に対する照会等の調査を行い、調査の結果得られた資料、情報を提供することができる。

53. さらに外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法に基づき、日本の裁判所が外国裁判所の囑託を受けて証拠調べを行うことができる。

54. なお、本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日から2004年3月31日までに生じた本条約第4条の犯罪について、本条約第9条に基づいて捜査共助又は司法共助の要請がなされたことも、要請をしたこともない。

（国際捜査共助等に関する法律及び外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法については全文を別添）

## J. 第10条

## **教育、訓練、規則・指示**

### **(a) 公務員一般**

55. 憲法第36条は、「公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる」と定め、憲法第99条は、公務員が憲法を尊重し擁護する義務を負うことを規定している。また、国家公務員法第98条第1項及び地方公務員法第32条等は、公務員の法令遵守義務等を定めており、逮捕され、抑留され又は拘禁される者等に対し暴行を加えるなどした公務員に対しては、刑罰の対象となるとともに、国家公務員法等の規定に基づき、その非を明確にして厳正な懲戒処分が行われる。

56. 公務員に対しては、地方公務員を含め、これまでも各種研修等を通じて拷問等の禁止はもとより人権の重要性について教育している。我が国は、人権教育を重視しており、1997年7月には、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画をとりまとめた。この国内行動計画に沿って、公務員について、人権にかかわりの深い職業に従事する者として、人権教育の充実に努めることとしている。国家公務員については、各府省の職員を対象とした人事院の階層別研修をはじめ、各府省における各種研修において人権教育の充実に図っている。また、地方公務員については、総務省が自治大学校及び消防大学校において実施している各研修において人権教育の充実に図るとともに、地方公共団体等においても人権教育を実施している。

#### **○憲法**

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第99条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

#### **○国家公務員法**

第98条 職員は、その職務を遂行するについて、法令に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。(以下略)

#### **○地方公務員法**

第32条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

### **(b) 警察**

57. 警察は、「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」の禁止につ

いての教育を、各級警察学校及び警察署等の職場において継続的に実施し、すべての警察職員への周知徹底を図っている。

58. 具体的には、(1)警察学校では新たに採用された警察職員や昇任した警察職員に対し、憲法、刑法、刑事訴訟法等の法学及び職務倫理に関する授業並びに警察学校長等幹部による訓育、(2)犯罪捜査に従事する者や留置業務に従事する者等に対する専門的な研修等、(3)警察署等の職場において職務倫理をテーマとした各種研修会や討議を行うなど、人権に関する教育を積極的に推進している。

59. 特に、留置担当官に任命される警察官に対しては、都道府県警察学校において、被留置者の適正な処遇や事故防止等に必要な知識及び技術を修得させるための教育を実施している。また、都道府県警察本部において各警察署の留置業務を指導する立場にある幹部警察官に対しては、警察大学校において、留置業務の管理及び運営に必要な高度な知識を修得させるための教育を実施している。

60. 警察における拷問等の禁止についての規則又は指示としては、犯罪捜査規範第168条第1項、被疑者留置規則第2条、第19条及び第21条、留置場において使用する戒具の制式及び使用手続に関する訓令第3条等が挙げられる。また、本条約が1999年7月29日に我が国について効力を生じたことに伴い、全国の警察に通達を発出し、本条約の内容の周知を図るとともに、(1)拷問等の禁止についての教育等の一層の推進、(2)適正捜査についての指導及び監督の強化、(3)人権に配慮した被留置者の処遇の推進等、留意すべき事項の徹底を図っている。

61. さらに、留置業務担当官は、被留置者が取調べなどのため留置場から出入場した際に、その都度、傷害の有無等の確認を行うように教育を受けている。留置業務担当官は、この確認の際に被留置者の身体に新たな外傷を発見したときや、被留置者から、暴行、脅迫、強要等不適正な取調べが行われたとの申出を受けたときには、その旨を記録するとともに、署長等に報告することとしており、報告を受けた署長等は事実関係を調査の上、適切な措置をとることとしている。

#### ○犯罪捜査規範

第168条 取調べを行うに当たっては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

2 取調べを行うに当たっては、自己が期待し、又は希望する供述を相手方に示唆する等の方法により、みだりに供述を誘導し、供述の代償として利益を供与すべきことを約束し、その他供述の

真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを避けなければならない。

#### ○被疑者留置規則

第2条 留置中の被疑者（以下「留置人」という。）については、法令の定めるところによるのほか、この規則に従い、その処遇の適正を期し、いやすくも人権の保障に欠けることがあつてはならない。

第19条 看守者は、留置人からその処遇または弁護人の選任等につき申出があつたときは、直ちに留置主任官に報告し、必要な措置が講ぜられるようにしなければならない。

第21条 看取者は、留置人または留置場について異常を発見した場合は、応急の措置を講じ、直ちに留置主任官を経て、警察署長に報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の報告を受けた場合において、留置人の自殺、疾病による死亡、逃亡その他重要な事故に係るものについては、すみやかに、警察本部長に報告しなければならない。

#### ○留置場において使用する戒具の制式及び使用手続に関する訓令

第3条 戒具のうち、手錠及び捕じょうは逃走、暴行または自殺のおそれのある留置人、防声具は制止をきかず大声を発する留置人、鎮静衣は暴行または自殺のおそれのある留置人に対してそれぞれ使用することができる。

#### (c) 検察官

62. 検察官については、その採用に当たり、憲法等を修学し、人権に関する教育を受け、人権に関する適切な素養を有している者を任命しているが、さらに日常の業務における上司からの指導のほか、各種の研修において、本条約の内容を含む人権関係条約に関する講義を行うなど、拷問や非人道的な取扱いの禁止はもとより、職務の遂行に当たって、被疑者等の人権に十分配慮するよう指導している。

#### (d) 矯正施設

63. 矯正職員に対する研修については、矯正研修所に職員を入所させ、新採用職員に対する基礎的教育訓練（7か月）、初級幹部職員となるために必要な教育訓練（3か月）、上級幹部職員となるために必要な教育訓練（6か月）、特定の分野に関する専門的教育訓練（～3か月）等を体系的かつ集中的に行っている。また、矯正職員のうち、医療補助者（准看護師）については、医療刑務所に附設された准看護師養成所に入所させ、2年間の教育訓練及び実務修習を行っている。これらの教育訓練においては、拷問等の禁止についての法的枠組み、被收容者の基本的人権、本条約を含む人権関係条約、国際連合で作成された被拘禁者処遇最低基準規則等の国際的なガイドライン、監獄法令等に基づ



く実力行使の要件及び限界等について講義し、さらに、各矯正施設においても、実務に即した教育及び訓練を実施している。

64. このような教育訓練を通じて、職員の適正な職務執行推進を期してきたことに加え、後記パラ106で述べるように、名古屋刑務所刑務官合計8名が特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求（うち1名については、第1審で有罪判決が言い渡され、残り7名については、公判係属中である。）されたことを踏まえ、新たな人権教育として、本条約を含む人権諸条約を遵守し、人権に配慮した職務を執行することについて実務に即して学ぶ研修を実施しているほか、社会心理学の立場から矯正施設の人権問題を考える科目を導入するなど、人権教育の内容充実と受講機会の拡大を図り、矯正職員が被収容者に対する処遇業務を適正に遂行する上で必要な人権教育の更なる充実強化に努めている。

65. 矯正施設における拷問等の禁止についての規則及び指示については、主たるものとして、行刑施設の規律の維持等に関する刑務官職務規程があり、同規程は、行刑施設の規律及び秩序の維持に支障を生じさせる被収容者の行為等を抑止するための処置をとる場合には、その目的を達成するために合理的に必要とされる限度を超えてはならないこと、被収容者の身体検査はしゅう恥心を損なわないよう配慮しなければならないこと等を定めている。

66. さらに前述の身体検査は、行刑施設の規律秩序の維持等のため必要がある場合に行われるものであるが、その際に外傷等身体的異状の有無等についても確認し、身体的異状が確認された場合には、所長等に報告することとしており、報告を受けた所長等は、事実関係を調査の上、刑事事件としての捜査を含む適切な措置をとることとしている。

#### ○行刑施設の規律の維持等に関する刑務官職務規程

第7条 刑務官は、被収容者が自己若しくは他人に危害を加え、逃走し、行刑施設の職員の職務執行を妨げ、その他行刑施設の規律の維持等に支障を生じさせる行為をし、又はしようとする場合には、その行為を制止し、その者を拘束し、その他その行為を抑止するための処置を執らなければならない。

2 前項の処置は、その事態に応じ、目的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならない。

#### 第8条

2 前項の検査を着衣を脱がせて行う場合には、できる限り人目に触れない場所で行うなど、被収容者のしゅう恥心を損なわないよう配慮しなければならない。

第20条 刑務官は、戒具、銃、ガス銃及び警棒を使用する場合には、その用途及び事態に応じ、目

的を達成するため合理的に必要と判断される限度を超えてはならない。

### ○監獄法施行規則

第46条 所長ハ監獄官吏ヲシテ工場又ハ監外ヨリ還房スル在監者ノ身体及ヒ衣類ノ検査ヲ為サシム可シ

#### (e) 入国管理施設

67. 入国管理の収容施設に収容されている被収容者の処遇に当たっては、常にその人権について配慮しており、新規採用の入国警備官を対象とした研修、採用後数年を経過した入国警備官を対象とした研修のほか、警備処遇を担当している入国警備官を対象とした研修（毎年実施）等のあらゆる機会を通じて、被収容者の人権尊重にかかる教育及び啓発を実施しているところである。

68. 入国管理施設における拷問等の禁止についての規則又は指示の主たるものとして、入国警備官服務心得第3条及び第4条、被収容者処遇規則等がある。

### ○入国警備官服務心得

第3条 （入国警備官は、）基本的人権を尊重し、個人の自由及び権利の干渉にわたる等その権能を濫用してはならない。

第4条 入国警備官は、次の事項を厳格に守らなければならない。

- 1 常に静粛で礼儀正しく、且つ、秩序正しくなければならない。職務を執行する際は冷静で正しい判断をし、且つ、忍耐強くなければならない。何人に対しても、粗暴あるいは屈辱的な言語又は態度を慎まなければならない。

### ○被収容者処遇規則

第1条 この規則は、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）により入国者収容所又は収容場（以下「収容所等」という。）に収容されている者（以下「被収容者」という。）の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うことを目的とする。

第2条の2 所長等（注：入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者からの処遇に関する意見の聴取、収容所等の巡視その他の措置を講じて、被収容者の処遇の適正を期するものとする。

#### (f) 医療関係者

69. 医療職員に対する拷問等の禁止についての教育及び訓練は、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の中に医療関係者を育成する学校や養成所における人権

教育の拡充が盛り込まれたこともあり、人権教育の一環として、主に医療関係者の養成課程において、人の尊厳を理解できるような教育を行っている。

70. 精神保健福祉法において、患者の隔離や身体的拘束による行動制限は、精神保健指定医の認定が条件とされていること、また、本人の同意に基づかない精神障害についての入院の場合に、精神保健指定医の認定が条件とされていることを踏まえ（パラ92参照）、精神保健指定医は指定前、及び指定後において5年毎に研修を受けることが義務付けられ、当該研修においては、患者の人権に関する教育が行われている。

#### (g) 自衛官

71. 警務官又は警務官補に対する教育訓練の各課程において、憲法、刑事訴訟法等に則った人権を重視した捜査教育を実施しており、本条約に関してもその趣旨について徹底している。

72. また、防衛大学校や防衛医科大学校及び、陸・海・空自衛隊の幹部候補生学校等の自衛隊員に対して、拷問等の禁止を含む人権に関する教育を実施している。

73. 警務官又は警務官補の犯罪捜査に関する拷問等の禁止及び人権の尊重についての規則又は指示の主たるものとして、自衛隊法第56条が法令の遵守義務を定めている他、自衛隊犯罪捜査サービス規則第4条第2項及び第5条（捜査の心構え）、第92条（捜査の実行）、第266条（取調）等がある。

#### ○自衛隊法

第56条 隊員は、法令に従い、誠実にその職務を遂行するものとし、職務上の危険若しくは責任を回避し、又は上官の許可を受けずに職務を離れてはならない。

#### ○自衛隊犯罪捜査サービス規則

第4条 2 捜査を行なうにあつては、個人の基本的人権を尊重し、かつ、公正誠実に捜査の権限を行使しなければならない。

第5条 警務官等は、捜査を行なうにあつては、自衛隊法、刑事訴訟法その他の法令及び規則を厳守し、個人の自由及び権利を不当に侵害することのないように注意しなければならない。

第92条 警務官等は、捜査を行なうにあつては、穏健妥当な方法で行ない、強制の処分による捜査（以下「強制捜査」という。）を行なうときは、必要な限度を越えないよう特に注意するとともに、被疑者その他の関係者の基本的人権を侵害することのないように留意しなければならない。

第266条 警務官等は、取調べを行なうにあつては、強制、拷問又は脅迫による供述その他任意に

なされたものでない疑いのある供述は証拠とならないことを考慮し、供述の任意性について疑われるような方法を用いてはならない。

#### (h) 海上保安官

74. 海上保安庁においては、従来から、海上保安学校等における教育をはじめ、海上保安官に対する各種階層別研修において、拷問等の禁止を含む人権に関する教育を実施している。

75. また、憲法その他の法令の遵守、人権の尊重及び拷問等の禁止についての海上保安庁における規則又は指示としては、海上保安庁犯罪捜査規範第134条、海上保安庁留置場管理規程第1条第2項及び第20条等がある。

##### **○海上保安庁犯罪捜査規範**

第134条 取調べに際しては、強制、拷問、脅迫その他供述の任意性について疑念をいだかれるような方法を用いてはならない。

2 取調べに際しては、みだりに供述を誘導し、又は供述の代償として利益を供与すべきことを約束する等供述の真実性を失わせるおそれのある方法を用いてはならない。

3 取調べは、やむを得ない理由がある場合のほか、深夜に行うことを避けなければならない。

##### **○海上保安庁留置場管理規程**

第1条 2 留置人の取扱いに当たっては、法令及びこの規程を遵守し、いやくも不当に人権を侵害することのないように特に留意しなければならない。

第20条 留置主任者は、留置人から弁護人の選任又はその処遇に関する申出があったときは、捜査主任官に連絡する等これに対し適当な措置を講じなければならない。

#### **K. 第11条**

76. 尋問に係る規則、指示、方法及び慣行並びに我が国の管轄の下にある領域内で逮捕され、抑留され又は拘禁される者の身体の拘束及び取扱いに係る措置については、各関係機関において、随時体系的な検討を行っており、必要に応じ関連する規則の改正を行っている。

#### (a) 刑事司法関係

##### **尋問に係る規則等**

77. 警察官による犯罪捜査における監督及び指導につき規定する規則としては、犯罪捜

査規範第16条、第17条、第18条、第20条等がある。また、警察庁は、都道府県警察において適正捜査を管理する部門に対し、適正な取調べを行うことを確保するよう業務管理を強化すべき旨の指示を行っている。

### ○犯罪捜査規範

第16条 警察本部長（警視總監または道府県警察本部長をいう。以下同じ。）は、捜査の合理的な運営と公正な実施を期するため、犯罪の捜査について、全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、その指導教養の徹底、資材施設の整備等捜査態勢の確立を図り、もつてその責に任ずるものとする。

第17条 刑事部長、警備部長その他犯罪の捜査を担当する部課長は、警察本部長を補佐し、その命を受け犯罪の捜査の指揮監督に当たるとする。

第18条 警察署長は、その警察署に関し、犯罪の捜査の指揮監督に当たるとともに、捜査の合理的な運営と公正な実施について、警察本部長に対しその責に任ずるものとする。

第20条 警察本部長又は警察署長は、当該事件の捜査につき、捜査主任官を指名するものとする。

2 捜査主任官は、第16条から前条まで（警察本部長、捜査担当部課長、警察署長、捜査指揮）の規定により指揮を受け、当該事件の捜査につき、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 捜査すべき事項及び捜査員の任務分担を定めること。

(2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。

(3) 第3章第5節（捜査方針）の規定により捜査方針を立てること。

(4) 捜査員に対し、捜査の状況に関し報告を求めること。

(5) 留置場に留置されている被疑者（第136条の2（引き当たり捜査の際の注意）第1項において「留置被疑者」という。）に関し同項の計画を作成する場合において、留置主任官（被疑者留置規則（昭和32年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項に規定する留置主任官をいう。第136条の2第1項において同じ。）と協議すること。

(6) 捜査の適正な遂行並びに被疑者の逃亡及び自殺その他の事故の防止について捜査員に対する指導教養を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属させられ、又は警察本部長若しくは警察署長から特に命ぜられた事項

3 警察本部長又は警察署長は、第1項の規定により捜査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の捜査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、前項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

4 捜査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、捜査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の捜査に支障を来すことのないようにしなければならない。

## 身体の拘束及び取扱いに係る措置

78. 被疑者の取調べについては、(1)供述拒否権についての告知義務、(2)強制、拷問等の禁止、(3)供述調書の作成手続（供述調書については、その内容を供述者に対して読み聞かせ又は閲覧させ、補充訂正の申立があればそれを加筆し、内容が間違いないことを確認した上で供述者が署名押印）等が憲法、刑事訴訟法等の法令で規定されている。警察においては、これらの遵守について指導及び監督を行い、また、万一これらの違反の存在を確認した場合には、関係者に対する厳正な処分を行うなどして再発防止に努めている。

79. 留置場における監督及び指導につき規定している法令としては、被疑者留置規則第4条等がある。また、全国の留置場については、各都道府県警察本部の留置管理課長又は留置管理官等の留置業務を指導する立場にいる警察官が、管下の警察署等の留置場を計画的に巡視し、留置担当官の個別指導を行うほか、警察庁の留置管理官以下の警察官も計画的に全国の留置場を巡視して、留置場の適正な管理運営の確保等に努めている。

### **○被疑者留置規則**

第4条 警察署長（都道府県警察本部に設置される留置場に関しては主務課長。以下同じ。）は、被疑者の留置及び留置場の管理について全般の指揮監督に当り、警察本部長（警視總監又は同府警察本部長をいう。以下同じ。）に対してその責に任ずるものとする。

2 警察署の総務主管又は警務主管の課又は係の長（都道府県警察本部に設置される留置場に関しては派出所の長）は、留置主任官として、警察署長を補佐し、看守勤務の警察官（以下「看守者」という。）を指揮監督するとともに、被疑者の留置及び留置場の管理について、その責めに任ずるものとする。

3 留置主任官が不在の場合には、当直責任者または警察署長の指定した者が留置主任官に代つてその職務を行うものとする。

80. 拘置所は、勾留中の被疑者・被告人等の未決被収容者を収容する施設であり、身柄を確保するとともに、防御権の行使に支障を来すことのないよう配慮しつつ処遇を行っており、公正な刑事裁判の実現に努めている。未決被収容者の処遇に当たっては、刑事訴訟法・監獄法等の関係法令及びこれらを補充する訓令・通達等に基づいて実施しており、その適正の確保等に努めている。

### (b) 矯正施設関係

81. 矯正施設における監察制度には、法務大臣が命じた職員による巡閲及び監査（監獄法第4条及び少年院法第3条第2項）並びに中間監督機関である矯正管区による管区監

察がある。

82. これらの監察制度は、法務省及び矯正管区の上級幹部職員が定期的に管下施設を調査し、施設の業務全般にわたって、適切な指導を行い、必要な是正措置を勧告するとともに、調査結果を法務大臣又は矯正局長に書面で報告し、その後の改善状況を監視するものである。特に、懲罰の運用、戒具等の使用、独居拘禁者の取扱い、給養、医療、衛生の状況等被収容者の心身に大きな影響を及ぼす事項や職員に対する指導、研修状況等については、重点的な調査が行われ、その結果については、法務省矯正局及び矯正管区において全体的及び統一的な視野からも検討し、管下施設に対し必要な指導を行っている。

なお、監査制度の在り方については、法務大臣の指示に基づいて2003年に開催された「行刑改革会議」（民間有識者により構成）において、行刑運営の透明性を確保するために、矯正局及び矯正管区による監督能力を高めることが重要であるとの提言がなされており、具体的には実地監査業務体制の充実強化を図り、その結果を公表するといった具体的な内部監査の充実方策を検討することとしている。

#### ○監獄法

第4条 法務大臣ハ少クトモ二年毎ニ一回官吏ヲシテ監獄ヲ巡閲セシム可シ

#### ○少年院法

第3条 2 法務大臣は、少年院を適当に維持し、且つ、完全な監査を行う責任を負う。

83. 我が国の矯正施設の職員は、法令に基づき被収容者の人権に配慮した適正な処遇を行っているが、一部の職員が被収容者に対し、違法又は不当な行為を行ったとして処分される事案が非常に稀であるが存するのは事実である。このような事案が発生した場合、専らこのような事案の処理に当たる目的で法務省矯正局に設置されている矯正監査室が、事実関係を調査し、矯正職員が被収容者に対して違法又は不当な行為を行ったことが判明した場合には、必要に応じて当該被収容者が被った損害を救済し、関係職員の懲戒処分に関する審査を行うとともに、各事案の発生原因、問題点等を総合的に分析し、この結果を速やかに全国の矯正施設に通知するとともに、各種協議会、矯正研修所で実施する各種研修等を通して周知する等し、再発防止に努めている。中間監督機関である矯正管区においても再発防止のための適切な指導又は監督を行っている。

84. 我が国の行刑が直面している問題として、恒常的な過剰収容状態に加え、高齢受刑者、来日外国人受刑者、処遇に困難を伴う受刑者が増加するなど、我が国の行刑施設に

おける収容環境は、質量ともに厳しさを増している。この厳しい収容環境の下、行刑の目的を達成するためには、多様化した受刑者に適切に対応することが可能となるよう工夫を施した行刑運営が求められている。現下の過剰収容状態においては、受刑者の処遇にあたる刑務官等の人的体制や、受刑者を収容する施設等の物的体制が限界に達しているところであり、行刑運営における様々な局面に問題を生じさせる要因となってきた。

85. 行刑運営の改善については、法務省としてかねてから検討を加え、所要の措置を講じてきたところである。しかしながら、後記のとおり、名古屋刑務所刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求されたこと（パラ106参照）を契機として、行刑運営の在り方について国会等において集中的な議論がなされ、これら議論を受けて、法務省は行刑運営の改善策を講じているところである。

これまで行刑運営改善のために講じた主な措置には、行刑施設で勤務する職員への人権研修を充実させたこと（パラ63及びパラ64参照）、革手錠を廃止して安全性等に配慮した新しい戒具を導入したこと（パラ150ないしパラ152参照）、被収容者から法務大臣への情願の処理方法を見直したこと（パラ115参照）等がある。

また、幅広い観点から行刑改善を検討するために、様々な分野の民間有識者から構成された行刑改革会議を立ち上げた。同会議では、NGO等からのヒアリング、受刑者及び刑務官に対するアンケート等により、行刑運営の実情を把握しつつ、(1)刑務所の規律や懲罰制度等の処遇の在り方、(2)情報公開や不服申立制度等の透明性の確保、(3)医療水準の向上や職員の執務環境の改善等の医療・組織体制等の諸観点から議論が進められ、2003年12月には、同会議から「行刑改革会議提言～国民に理解され、支えられる刑務所へ～」と題する提言が発表された。その中で、(1)受刑者の人間性を尊重して真の改善更生・社会復帰を図り、(2)刑務官の過重な負担を軽減し、(3)国民に開かれた行刑を実現するための行刑改革の基本的な方向性に関する様々な提言がなされた。

具体的には(1)刑務所等における規律等の在り方の見直し、(2)人権救済のための制度の整備、(3)矯正医療の水準の向上、(4)外部交通の拡大、(5)職員の職務権限の明確化、(6)刑事施設視察委員会（仮称）の創設、(7)情報公開・地域社会との連携の促進等がある。

法務省は、行刑改革会議からの上記提言を踏まえ、着実に行刑改革を実現するため、行刑改革推進委員会を立ち上げ、省を挙げて改革に取り組んでいる。直ちに実施できる方策として、行刑施設の所内規則の見直し、保護房仕様の見直し等に着手するとともに、保護房収容事案を全件録画して一定期間保存すること、処遇関連情報等を定期的に公表することなどの措置を既に講じたところである。さらに、行刑改革を実現する上で最も重要な課題である監獄法（1908年制定）の改正に向けて、現在、検討作業を進めているところである。



### (c) 入国管理収容施設関係

86. 出入国管理及び難民認定法第61条の7第6項に基づき、被収容者の人権を尊重しつつ、適正な処遇を行うために必要な事項を定めることを目的として、被収容者処遇の根拠法令として被収容者処遇規則を定めており、同規則第2条の2において、収容施設の長が被収容者からの意見の聴取、巡視等の措置を講じて処遇の適正化を期する旨が規定されているほか、同規則第41条の2第1項においては、被収容者が自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときに所長等に対し不服を申し出ることができることを規定し、同規則第41条の3第1項では、被収容者が、不服の申出に対する所長等の判定に不服があるときには法務大臣に対し異議を申し出ることができる旨が規定されている。さらには、入国警備官服務心得第4条第1項に、入国警備官は「常に静粛で礼儀正しく、且つ、秩序正しくしなければならない。職務を執行する際は冷静で正しい判断をし、且つ、忍耐強くなければならない。何人に対しても、粗暴あるいは屈辱的な言語又は態度を慎まなければならない。」と規定し、被収容者の処遇の適正を図っている。

87. 被収容者については、収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項を定めているが、被収容者がこの遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることとしている。なお、自損行為や他者への暴行を行ったりするほか、大声で喚き、居室扉を蹴るなどして暴れたり、これを制止しようとした職員に暴行を振るうなどの行為や居室備付けの備品を故意に破損する行為などをした被収容者に、被収容者処遇規則第18条に基づき所長等の判断で隔離措置を執ることがあるが、被収容者処遇規則上の隔離は、被収容者の生命身体の保護や施設内の規律の維持を図るため、他の被収容者とは別個の処遇をする必要が生じたときに執る措置であり、被収容者に制裁を課すような懲罰ではない。

88. 入国管理施設の職員により、被収容者に対し拷問等に当たる可能性のある違法又は不当な行為が行われた疑いがある場合には、事実関係の調査を実施し、当該行為があったと認められる場合には、当該行為の内容に応じて事件を当局に付託するなどして関係職員に厳正な処分を行うとともに、各事案の発生原因、問題点を分析し、この結果を速やかに全国の収容場及び入国管理センターに通知する等して再発防止に努めている。

#### ○ 出入国管理及び難民認定法

##### 第61条の7

- 1 入国者収容所又は収容場に収容されている者（以下「被収容者」という。）には、入国者収容所又は収容場の保安上支障がない範囲内において出来る限りの自由が与えられなければならない。
- 2 被収容者には、一定の寝具を貸与し、及び一定の糧食を給与するものとする。
- 3 被収容者に対する給養は、適正でなければならず、入国者収容所又は収容場の設備は、衛生的でなければならない。
- 4 入国者収容所長又は地方入国管理局長は、入国者収容所又は収容場の保安上又は衛生上必要があると認めるときは、被収容者の身体、所持品又は衣類を検査し、及びその所持品又は衣類を領置することができる。
- 5 入国者収容所長又は地方入国管理局長は、入国者収容所又は収容場の保安上必要があると認めるときは、被収容者の発受する通信を検閲し、及びその発受を禁止し、又は制限することができる。
- 6 前各項に規定するものを除く外、被収容者の処遇に関し必要な事項は、法務省令で定める。

#### ○被収容者処遇規則

第2条 入国者収容所長及び地方入国管理局長（以下「所長等」という。）は、収容所等の保安上支障がない範囲内において、被収容者がその属する国の風俗習慣によつて行う生活様式を尊重しなければならない。

第2条の2 所長等は、被収容者からの処遇に関する意見の聴取、収容所等の巡視その他の措置を講じて、被収容者の処遇の適正を期するものとする。

第7条 収容所等の安全と秩序を維持するため及び収容所等における生活を円滑に行わせるため必要な被収容者の遵守すべき事項（以下「遵守事項」という。）は、次のとおりとする。

- 一 逃走し、又は逃走することを企てないこと。
- 二 自損行為をし、又はこれを企てないこと。
- 三 他人に対し危害を加え、又は危害を加えることを企てないこと。
- 四 他人に対する迷惑行為をしないこと。
- 五 収容所等の設備、器具その他の物を損壊をしないこと。
- 六 許可を得ないで、外部の者との物品の接受をしないこと。
- 七 凶器、発火物その他の危険物を所持、使用しないこと。
- 八 職員の職務執行を妨害しないこと。
- 九 整理整頓及び清潔の保持に努めること。

2 所長等は、前項のほか、収容所等の実情に応じ、法務大臣の認可を受けて遵守事項を定めることができる。

3 所長等は、新たに収容される者を収容所等に収容するときは、遵守事項をあらかじめその者に告知しなければならない。

4 入国警備官は、被収容者に対し、遵守事項を遵守させるため必要な指導を行うことができる。

第17条の2 入国警備官は、被收容者が遵守事項に違反する行為をし、又は違反する行為をしようとする場合には、その行為の中止を命じ、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その他その行為を抑止するための措置をとることができる。

第18条 所長等は、被收容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被收容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。

二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。

三 自殺又は自損すること。

2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるいとまがないときは、入国警備官は、自ら当該被收容者を他の被收容者から隔離することができる。

3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行つたときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

第41条の2 被收容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

第41条の3 前条第二項の規定による判定に不服がある被收容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

#### ○入国警備官服務心得

第4条 入国警備官は、次の事項を厳格に守らなければならない。

一 常に静粛で礼儀正しく、且つ、秩序正しくなければならない。職務を執行する際は冷静で正しい判断をし、且つ、忍耐強くなければならない。何人に対しても、粗暴あるいは屈辱的な言語又は態度を慎まなければならない。

#### (d) 医療関連

89. 感染症を理由とする入院については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第20条第5項は、都道府県知事等は、応急入院に引き続いて行われる入院の勧告をし、又はその入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、その必要性等を客観的に判断するため、感染症の患者の医療等に関し学識経験を有する者等からなる感染症の診査に関する協議会の意見を聴かなければならないこととしている。

90. また、同法第25条は、応急入院に引き続いて行われる措置による入院が30日を

超えている患者等から厚生労働大臣に対して審査請求がなされたときは、厚生労働大臣は、学識経験者等によって構成されている疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で、5日以内に裁決しなければならない旨規定されている。

91. 検疫に伴う停留については、検疫法第16条第2項は、疾病ごとに停留期間の上限を定めている。また、同法第16条の2は、30日を超えて隔離されている者等から厚生労働大臣に対して審査請求がなされたときは、厚生労働大臣は、学識経験者等によって構成される疾病・障害認定審査会の意見を聴いた上で、5日以内に裁決しなければならない旨規定されている。

92. 精神保健福祉法第29条においては、措置入院を行うに当たって、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあることについて、2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致しなければならないこととされており、さらに、同法第36条において、身体的拘束の必要性や入院の継続の必要性について、精神保健指定医が判定を行うこととしている。また、同法第19条の4の2においてこれらの判定に当たっての診察結果について、診察録への記録義務を課している。

また、同法第36条は、行動制限の判定の基準等を厚生労働大臣が定めるときは、社会保障審議会の意見を聴くことを義務付けている。

この他、都道府県において、原則として1施設につき年1回、実地指導を行っているほか、精神病院の管理者等は、入院時に患者に対して退院の請求等の事項を告知するとともに（同法第29条）、都道府県知事に対して定期的に患者の病状を報告する必要がある（同法第38条の2）、都道府県知事は、入院を継続しなくても自傷他害のおそれがないと認められる場合には、直ちに、その者を退院させなければならない（同法第29条の4）としている。

93. 精神保健福祉法第38条の5に基づき、精神病院に入院中の者又はその保護者より退院又は処遇改善のための必要な措置の請求がなされた場合には、都道府県知事は、精神保健指定医を始めとする学識経験者等からなる精神医療審査会の審査を求めなければならない。同審査会による審査の結果、請求が認められた者については、都道府県知事は、退院又は処遇改善のための必要な措置を講じなければならないものとされている。また、措置入院等については、厚生労働大臣に対し、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができることとされているほか、行政事件訴訟法に基づく訴訟を提起できる。

94. 2003年に心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関

する法律（以下「心神喪失者等医療観察法」という。）が成立し、公布された。同法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによつて、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もつてその社会復帰を促進することを目的とするものである。なお、同法は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされている。

心神喪失者等医療観察法においては、同法の対象者について、裁判官と精神保健審判員（精神科医）の合議体が、その意見の一致したところにより、入院、通院等の決定を行うこととされている（第6条、第11条第1項、第14条、第42条等）。

同法の規定により指定入院医療機関に入院している者（以下「入院者」という。）の処遇について、同法は以下のとおり規定し、その人権に配慮しているところである。

(i) 指定入院医療機関の管理者は、入院者について、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限は行うことができない（第92条第2項）。

(ii) 厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない（第92条第3項）。

(iii) その他厚生労働大臣は入院者の処遇について必要な基準を定めることができ、基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない（第93条第1、2項）。

また、心神喪失者等医療観察法においては、以下の趣旨を規定することにより、適切な処遇を確保することとしている。

(i) 入院者又はその保護者は、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して、当該入院者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるよう求めることができる。かかる請求を受けた厚生労働大臣は、当該請求について社会保障審議会に審査を求め、その審査結果に基づき、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、処遇改善のための措置を採ることを命じなければならない（第95条、第96条第1項、第5項）。

(ii) 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、指定医療機関の管理者に対し、入院者の処遇等に関する報告を求めること等ができ、また、入院者の処遇が厚生労働大臣が定める基準に適合していないと認めるとき等においては、処遇の改善のために必要な措置を採ること等を命ずることができる。

#### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第6条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

2 この法律において「一類感染症」とは、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、痘そう、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

3 この法律において「二類感染症」とは、急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス及びパラチフスをいう。

4 ～7（略）

8 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかつた場合の症状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

9～14（略）

第20条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であつて前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。

第24条 都道府県知事の諮問に応じ、第二十条第一項の規定による勧告及び同条第四項の規定による入院の期間の延長に関する必要な事項を審議させるため、各保健所に感染症の診査に関する協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

2～5 （略）

第25条 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、同条第二項又は第三項に規定する入院の措置について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。以下この条において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があったときは、当該審査請求があった日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 第二十条第二項若しくは第三項の規定により入院している患者であって当該入院の期間が三十日を超えないもの又はその保護者が、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）に基づき厚生労働大臣に審査請求をしたときは、厚生労働大臣は、当該審査請求に係る入院している患者が同条第二項又は第三項の規定により入院した日から起算して三十五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

4・5 （略）

6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決（入院の期間が三十日を超える患者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの の意見を聴かなければならない。

## ○検疫法

第2条 この法律において「検疫感染症」とは、次に掲げる感染症をいう。

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四号）に規定する一類感染症

二 コレラ

三 黄熱

四 前三号に掲げるもののほか、国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なものとして政令で定めるもの

第14条 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を発航し、又はその地域に寄航して来航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれのあるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第二条第一号に掲げる感染症又はコレラの患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 第二条第一号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること（外国に同号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。）。

三～七 （略）

2 （略）

第16条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に収容して行うことができる。

2 前項の期間は、第二条第一号に掲げる感染症のうちペストについては百四十四時間を超えてはならず、ペスト以外の同号に掲げる感染症については五百四時間を超えない期間であつて当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間を超えてはならない。

3～6 （略）

第16条の2 第十四条第一項第一号の規定により隔離されている者であつて当該隔離の期間が三十日を超えるもの又はその保護者は、当該隔離について文書又は口頭により、厚生労働大臣に審査請求（再審査請求を含む。次項及び第三項において同じ。）をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の審査請求があつたときは、当該審査請求があつた日から起算して五日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3～5 （略）

6 厚生労働大臣は、第二項の裁決又は第三項の裁決（隔離の期間が三十日を超える者に係るものに限る。）をしようとするときは、あらかじめ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。

## ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

第19条の4の2 指定医は、前条第一項に規定する職務（注：入院の継続の必要性や行動制限の必要性等の判定）を行つたときは、遅滞なく、当該指定医の氏名その他厚生労働省令で定める事項を診察録に記載しなければならない。

第29条 都道府県知事は、第27条の規定（注：申請、通報又は届出に基づき行われる指定医の診察等）による診察の結果、その診察を受けた者が精神障害者でありかつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その者を国等の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を入院させるには、その指定する2人以上の指定医の診察を経て、その者が精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認めることについて、各指定



医の診察の結果が一致した場合でなければならない。

- 3 都道府県知事は、第一項の規定による措置を採る場合においては、当該精神障害者に対し、当該入院措置を採る旨、第38条の4の規定による退院等の請求に関することその他厚生労働省令で定める事項を書面で知らせなければならない。
- 4 国等の設置した精神病院及び指定病院の管理者は、病床（病院の一部について第十九条の八の指定を受けている指定病院にあつてはその指定に係る病床）に既に第一項又は次条第一項の規定により入院をさせた者がいるため余裕がない場合のほかは、第一項の精神障害者を入院させなければならない。

第29条の4 都道府県知事は、第29条第一項の規定により入院した者（以下「措置入院者」という。）が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至つたときは、直ちに、その者を退院させなければならない。この場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者の意見を聞くものとする。

2 前項の場合において都道府県知事がその者を退院させるには、その者が入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められることについて、その指定する指定医による診察の結果又は次条の規定（注：指定医による診察）による診察の結果に基づく場合でなければならない。

第36条 精神病院の管理者は、入院中の者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 精神病院の管理者は、前項の規定にかかわらず、信書の発受の制限、都道府県その他の行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第38条の2 措置入院者を入院させている精神病院又は指定病院の管理者は、措置入院者の症状その他厚生労働省令で定める事項（以下この項において「報告事項」という。）を、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に報告しなければならない。この場合においては、報告事項のうち厚生労働省令で定める事項については、指定医による診察の結果に基づくものでなければならない。

2 前項の規定は、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者について準用する。この場合において、同項中「措置入院者」とあるのは、「医療保護入院者」と読み替えるものとする。

第38条の4 精神病院に入院中の者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神病院の管理者に対し、その者を退院させ

ることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。

第38条の5 都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。

3 精神医療審査会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神病院の管理者の意見を聴かななければならない。ただし、精神医療審査会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めたときは、この限りでない。

4 精神医療審査会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て委員に診察させ、又はその者が入院している精神病院の管理者その他関係者に対して報告を求め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 都道府県知事は、第二項の規定により通知された精神医療審査会の審査の結果に基づき、その入院が必要でないと認められた者を退院させ、又は当該精神病院の管理者に対しその者を退院させることを命じ若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じなければならない。

6 都道府県知事は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る精神医療審査会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

### ○心神喪失の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

第6条 精神保健審判員は、次項に規定する名簿に記載された者のうち、最高裁判所規則で定めるところにより地方裁判所が毎年あらかじめ選任したものの中から、処遇事件ごとに地方裁判所が任命する。

2 厚生労働大臣は、精神保健審判員として任命すべき者の選任に資するため、毎年、政令で定めるところにより、この法律に定める精神保健審判員の職務を行うのに必要な学識経験を有する医師（以下「精神保健判定医」という。）の名簿を最高裁判所に送付しなければならない。

3 精神保健審判員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所規則で定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第11条 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第二十六条の規定にかかわらず、地方裁判所は、一人の裁判官及び一人の精神保健審判員の合議体で処遇事件を取り扱う。ただし、この法律で特別の定めをした事項については、この限りでない。

第14条 第十一条第一項の合議体による裁判は、裁判官及び精神保健審判員の意見の一致したところによる。

第92条 指定入院医療機関の管理者は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により入院している者につき、その医療又は保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、指定入院医療機関の管理者は、信書の発受の制限、弁護士及び行政機関の職員との面会の制限その他の行動の制限であつて、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める行動の制限については、これを行うことができない。

3 第一項の規定による行動の制限のうち、厚生労働大臣があらかじめ社会保障審議会の意見を聴いて定める患者の隔離その他の行動の制限は、当該指定入院医療機関に勤務する精神保健指定医が必要と認める場合でなければ行うことができない。

第93条 前条に定めるもののほか、厚生労働大臣は、第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者の処遇について必要な基準を定めることができる。

2 前項の基準が定められたときは、指定入院医療機関の管理者は、その基準を遵守しなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、社会保障審議会の意見を聴かなければならない。

第95条 第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

第96条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3 社会保障審議会は、前項の審査をするに当たっては、当該審査に係る前条の規定による請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している指定入院医療機関の管理者の意見を聴かなければならない。ただし、社会保障審議会がこれらの者の意見を聴く必要がないと特に認めるときは、この限りでない。

4 社会保障審議会は、前項に定めるもののほか、第二項の審査をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査に係る入院中の者の同意を得て、社会保障審議会が指名する精神保健指定医に診察させ、又はその者が入院している指定入院医療機関の管理者その他関係者に対して報告を求

め、診療録その他の帳簿書類の提出を命じ、若しくは出頭を命じて審問することができる。

5 厚生労働大臣は、第二項の規定により通知された社会保障審議会の審査の結果に基づき、必要があると認めるときは、当該指定入院医療機関の管理者に対し、その者の処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

6 厚生労働大臣は、前条の規定による請求をした者に対し、当該請求に係る社会保障審議会の審査の結果及びこれに基づき採った措置を通知しなければならない。

### (e) 自衛隊

95. 自衛隊の警務隊における司法警察職務については、以下の部内規則により監査制度が設けられている。

(i) 陸上自衛隊について

#### **○警務隊の組織及び運用に関する訓令**

第29条 司法警察職務の監査は、警務隊の司法警察職務の遂行の適否を検討し、その適正化及び効率化をはかるため、実施するものとする。

第30条 陸上幕僚長は、警務隊の司法警察職務の監査を行ない、その結果を長官に報告するものとする。

2 方面総監は、陸上幕僚長の定めるところにより、方面警務隊の司法警察職務の監査を行なうものとする。

第31条 陸上幕僚長は、年度ごとに司法警察職務の監査計画及び監査の実施に必要な事項を定め、長官の承認を得なければならない。

(ii) 海上自衛隊について

#### **○海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令**

第18条 海上幕僚長は、警務隊の司法警察業務の遂行の適否を検討し、その適正化及び能率化をはかるため、警務監査を実施しなければならない。

2 海上幕僚長は、年度ごとに警務監査計画を作成し、長官の承認を得るとともに、警務監査の結果を長官に報告しなければならない。

(iii) 航空自衛隊について

#### **○航空警務隊の任務及び運用に関する訓令**

第12条 司法警察業務の監査は、航空警務隊の司法警察業務の遂行の適否を検討し、その適正化及び効率化をはかるため、実施するものとする。

第13条 航空幕僚長は、年度ごとに司法警察業務の監査計画及び監査の実施に必要な事項を定め、長官の承認を得なければならない。

第14条 航空幕僚長は、航空警務隊の司法警察業務の監査を行ない、その結果を長官に報告するものとする。

#### (f) 海上保安官

96. 海上保安庁においては、海上保安庁留置場管理規程により、幹部職員による指揮の下、適正に留置等を行うこととしている。

97. また、海上保安庁には、首席監察官及び監察官がおかれ、海上保安庁職員の非違及び所管行政の実況の監察を行っている。

#### ○海上保安庁留置場管理規程

第3条 管区海上保安本部の職員であって管区海上保安本部長の指定する者、海上保安部の管理課長、海上警備救難部若しくは海上保安署の次長若しくは海上における犯罪の捜査に関する事務に従事しない者であって海上警備救難部長若しくは海上保安署長の指定する者又は海上における犯罪の捜査に関する事務を所掌しない業務班の班長であって巡視船の船長の指定する者（以下「留置主任者」という。）は、それぞれの所属の管区海上保安本部長、海上保安部長、海上警備救難部長若しくは海上保安署長又は巡視船の船長（以下「海上保安部長等」という。）の命を受け、留置業務を掌理する。

2 海上保安部の留置主任者は、所属の海上保安部長の命を受け、当該海上保安部長の管理する分室の留置場の留置業務を掌理する。

3 留置主任者が、疾病、出張その他の事故により不在の場合は、海上保安部長等のあらかじめ指定した者が、その職務を代行する。

4 留置担当者（留置主任者以外の留置業務に従事する海上保安官をいう。以下同じ。）のうち海上保安部長等の指定した者（以下「留置担当責任者」という。）は、留置主任者の指揮を受け、他の留置担当者を指揮監督する。

#### ○海上保安庁法

第33条 この法律に定めるものの外、海上保安庁の職員の種類及び所掌事項その他海上保安庁の職員に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

#### ○海上保安庁法施行令

第6条 海上保安庁に、法第三十三条（政令委任）の規定に基づき首席監察官を一人置く。

2 首席監察官は、上官の命を受け、海上保安庁の職員の非違及び所管行政の実況を監察する。

#### ○海上保安庁組織規定

第2条の5 首席監察官の下に、監察官を一人置く。

2 監察官は、命を受けて海上保安庁の職員の非違及び所管行政の実況の監察に関する事務をつかさどる。

## L. 第12条

98. 我が国において、拷問に当たる行為又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いが行われたと信ずるに足りる合理的な理由がある場合に調査を行う権限のある当局としては、検察官及び検察事務官、司法警察職員（警察官のほか、監獄又は分監の長、指命を受けたその他の監獄職員、海上保安官、自衛隊の警務官及び警務官補等を含む。）等刑事訴訟法に基づいて捜査権限を有するもののほか、法務省の人権擁護機関が挙げられる。さらに、法令に基づいて、一定の者の身柄を拘束する権限を付与されている行政機関においては、その監督権を有する者において、パラ112以下で述べるように、申立てを受け、又は職権で事実を調査し、違反事実が認められるときは懲戒処分を行う。

99. 刑事訴訟法に基づく捜査手続は以下のとおりである。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとされており、犯罪の捜査をしたときは、原則として、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない（刑事訴訟法第189条第2項、第246条）。司法警察職員には、警察官のほか、監獄又は分監の長、指命を受けたその他の監獄職員、海上保安官、自衛隊の警務官及び警務官補等が含まれ、それぞれ、監獄又は分監における犯罪、海上における犯罪、自衛隊員の犯した犯罪等について司法警察職員として捜査の職務を行うこととされている。

### ○刑事訴訟法

第189条 警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第190条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第191条 検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。（以下略）

第246条 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

(a) 検察官及び検察事務官

100. 検察官は、必要と認めるときは、自ら捜査をすることができ、検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない（刑事訴訟法第191条）。

(b) 警察官 （パラ8参照）

(c) 監獄職員

101. 監獄の長又は分監の長、指命を受けたその他の監獄職員は、刑事訴訟法第190条、司法警察職員等指定応急措置法第1条及び司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ関スル件に基づき、監獄及び分監における犯罪について、司法警察職員として捜査を行うこととなる。

**○司法警察職員等指定応急措置法**

第1条 森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、他の法律に特別の定めない限り、当分の間司法警察官吏及び司法警察官吏の職務を行うべき者の指定等に関する件（大正十二年勅令第五百二十八号）の定めるところによる。

**○司法警察官吏及司法警察官吏ノ職務ヲ行フヘキ者ノ指定等ニ関スル件**

第2条 監獄又ハ分監ノ長ハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪ニ付刑事訴訟法第二百四十八条ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ行フ

第3条 左ニ掲クル者ニシテ其ノ所属長官其ノ官庁所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ検事正ト協議シテ指命シタルモノハ第一号乃至第八号ノ二ニ掲クル者ニ在リテハ刑事訴訟法第二百四十八条ニ規定スル司法警察官ノ職務ヲ、第九号乃至第十四号ニ掲クル者ニ在リテハ司法警察吏ノ職務ヲ行フ

- 3 監獄又ハ分監ノ長タル者及看守タル者ヲ除クノ外監獄職員タル二級又ハ三級ノ法務庁事務官
- 11 看守タル法務庁事務官

第4条 前条ノ規定ニ依リ司法警察官吏ノ職務ヲ行フ者ノ職務ノ範囲ハ左ニ掲クル罪ニ関スルモノニ限ル

- 3 前条第三号及第十一号ニ掲クル者ニ在リテハ監獄又ハ分監ニ於ケル犯罪

(d) 海上保安官

102. 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について司法警察職員としての職務を行うこととなっており（海上保安庁法第31条）、海上において拷問に当たる行為等が行われたと思料する場合には、刑事訴訟法の規定に基づいて刑事事件として捜査を実施する。

## ○海上保安庁法

第31条 海上保安官及び海上保安官補は、海上における犯罪について、海上保安庁長官の定めるところにより、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

## (e) 自衛隊

103. 自衛隊の「警務隊」（陸上自衛隊）、「海上自衛隊警務隊」、「航空警務隊」は司法警察職員として、自衛隊法第96条に基づき、自衛隊内部の犯罪について捜査を行う。

## ○自衛隊法

第96条 自衛官のうち、部内の秩序維持の職務に専従する者は、政令で定めるところにより、次の各号に掲げる犯罪については、政令で定めるものを除き、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による司法警察職員として職務を行う。

一 自衛官並びに陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び部隊等に所属する自衛官以外の隊員並びに学生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に応じている予備自衛官補（以下本条中「隊員」という。）の犯した犯罪又は職務に従事中の隊員に対する犯罪その他隊員の職務に関し隊員以外の者の犯した犯罪

二 自衛隊の使用する船舶、庁舎、営舎その他の施設内における犯罪

三 自衛隊の所有し、又は使用する施設又は物に対する犯罪

（以下略）

104. 以上のように、公務員等により拷問に当たる行為又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いが行われたと信ずるに足りる合理的な理由がある場合には、各々の捜査機関が捜査を行うこととなる。一般に、「認知→被害者及び関係者からの聴取→その他の関係証拠収集→被疑者からの聴取→検挙→送致」との捜査手順が踏まれることが多い。

拷問に当たる犯罪を含め、犯罪の被害者は犯人の処罰を求めて告訴をすることができる。また、第三者も犯罪があると思料するときは告発をすることができる。

告訴・告発を受けた捜査機関は、例えば、被害者等からの聴取のほか、犯行現場の見分、証拠物の収集、被疑者からの聴取等事案の性質に応じ必要な捜査を行う。

被疑者を訴追しないときは、告訴・告発をした者に対して、不起訴とした旨を、更に要求があればその理由を告げなければならない。そして、被害者、告訴・告発をした者等は、不起訴処分に不服があるときは、検察審査会に処分の当否の審査を申し立てることができ、選挙人名簿から選ばれた市民により構成される同会は独立した立場で審査を



行い、処分の当否について議決をする。不起訴処分が不当、又は起訴が相当であると議決されたときは、検察官は、議決を参考にして再捜査を行い、再度の処分を行う。

さらに、特別公務員暴行陵虐等の罪については、告訴・告発をした者は、不起訴処分に不服があるときは、裁判所に事件を審判に付すことを請求することができ、裁判所が審理した結果、請求に理由があるときは、審判に付す旨の決定がなされ、公訴提起の効果が生じる。この制度は、憲法第36条により拷問禁止の規定が設けられたことに伴い、その趣旨を実効あるものとするために刑事訴訟法に設けられたものである。

105. 我が国の国内法においては、第4条に関する部分で述べるとおり、公務員による暴行行為等は、特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条）及び特別公務員暴行陵虐致死傷罪（刑法第196条）等により、処罰の対象とされている。1999年から2003年の間に、裁判の結果、特別公務員暴行陵虐罪及び特別公務員暴行陵虐致死傷罪で有罪判決が下された件数は、以下の表のとおりであり、これらの事案は、警察官の被疑者にたいするわいせつ行為・暴行行為、刑務官の受刑者に対する暴行行為等である。

	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年
特別公務員暴行陵虐罪	1	5	3	1	0
特別公務員暴行陵虐致死傷罪	1	0	1	0	0

また、前述のとおり（パラ104参照）、特別公務員暴行陵虐罪等の不起訴処分に対しては、付審判請求が可能であるが、本報告書の対象期間において裁判所により付審判決定がなされた事例は見当たらない。

106. なお、我が国においては、名古屋刑務所刑務官合計8名が革手錠と呼ばれる戒具等を用いた暴行により、受刑者1名に重傷を負わせ、受刑者2名を死亡させたとして、2002年11月8日から2003年3月20日にかけて、刑務官らについて、逮捕するなどした上捜査を進め、特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求した。これらの事案で公判請求した刑務官8名のうち、刑務官1名については、2004年3月31日、名古屋地方裁判所において、有罪判決が言い渡され、残り刑務官7名については、同裁判所に公判係属中である。

### 人権擁護機関

107. 法務省の人権擁護機関は、捜査機関ではなく、強制的に調査する権限はないが、人権侵犯事件調査処理規程に基づき、拷問に当たる行為等を受けたと主張する者からの申告やその他の情報により人権侵犯の疑いのある事案を認知した場合、人権侵犯事件とし

て調査し、その結果、人権侵犯の事実が認められたときは、事案に応じた適切な救済措置を講ずるとともに、関係者に人権尊重思想を啓発し、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図っている。

108. 本条約が我が国について効力を生じた1999年7月29日以降について言えば、例えば、名古屋刑務所刑務官が受刑者に対し暴行を加えて、死亡あるいは重傷を負わせたとして起訴された事案について所要の調査を行い、当該刑務所長に対して刑務官に対する人権教育の徹底や実効性のある指導監督体制の整備を図り、再発防止に万全を期すことを求める旨の勧告を行った。

### ○人権侵犯事件調査処理規程

第2条 事件の調査及び処理は、人権侵犯の疑いのある事案について、関係者に対する援助、調整の措置を講じ、又は人権侵犯の事実の有無を確かめ、その結果に基づき、事案に応じた適切な措置を講ずるほか、関係者に対し人権尊重の理念に対する理解を深めるための啓発（以下「啓発」という。）を行い、もって人権侵犯による被害の救済及び予防を図ることを目的とする。

第8条 法務局長又は地方法務局長は、被害者、その法定代理人又はその親族等の関係者（以下「被害者等」という。）から、人権侵犯により被害を受け、又は受けるおそれがある旨の申告があり、人権侵犯による被害の救済又は予防を図ることを求められたときは、申告のあった事件が、法務局又は地方法務局において取り扱うことが適当でないと認められる場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

2 法務局長又は地方法務局長が、人権擁護委員若しくは関係行政機関の通報又は情報に基づき、事件の端緒となる事実に接した場合において、第2条の目的に照らして相当と認めるときは、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講ずるものとする。

第14条 法務局長又は地方法務局長は、事件について、調査の結果、人権侵犯の事実があると認めるときは、前条各号又は次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 人権侵犯による被害の救済又は予防について、実効的な対応をすることができる者に対し、必要な措置を執ることを要請すること（要請）。
- (2) 相手方等に対し、その反省を促し、善処を求めるため、事理を説示すること（説示）。
- (3) 相手方等に対し、人権侵犯をやめさせ、又は同様の人権侵犯を繰り返させないため、文書で、人権侵犯の事実を摘示して必要な勧告を行うこと（勧告）。
- (4) 関係行政機関に対し、文書で、人権侵犯の事実を通告し、適切な措置の発動を求めること（通告）。
- (5) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定により、文書で、告発すること（告発）。（以下略）

## M. 第13条

109. 本条に係る包括的な国内法の規定として、憲法第16条が、「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と規定している。このほか、本条に規定する申立て等を行う権利並びに申立てを行った者及び証人の保護については、以下のとおり確保されている。

### 拷問を受けたと主張する者の申立て等を行う権利の確保

#### (a) 一般市民の地位においてとり得る措置

##### 告訴等

110. 拷問等を受けたと主張する者は、刑事手続において採り得る措置として、前記のとおり、告訴（刑事訴訟法第230条）、不起訴処分に対する検察審査会への審査の申立て（検察審査会法第30条）、特別公務員暴行陵虐罪等について付審判請求（刑事訴訟法第262条第1項）ができる。

111. また、法律上正当な手続によらないで、身体を自由を拘束されている者は、人身保護法第2条に基づき、その救済を、高等裁判所若しくは地方裁判所に請求することができる。

##### ○刑事訴訟法

第230条 犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第262条 刑法第九十三条から第九十六条まで又は破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）第四十五条（中略）の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察庁の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

2 前項の請求は、第二百六十条の通知（注：告訴人等に対する起訴・不起訴等の通知）を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

##### ○検察審査会法

第2条2項 検察審査会は、告訴若しくは告発をした者、請求を待つて受理すべき事件についての請求をした者又は犯罪により害を被つた者（犯罪により害を被つた者が死亡した場合においては、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹）の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならない。

第30条 第二条第二項に掲げる者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官の属する検察庁の所在地を管轄する検察審査会にその処分の当否の審査の申立てをすることができる。ただし、裁判所法第十六条第四号に規定する事件並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定に違反する罪に係る事件については、この限りでない。

### ○人身保護法

第2条 法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる。

2 何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる。

第4条 第二条の請求は、書面又は口頭をもって、被拘束者、拘束者又は請求者の所在地を管轄する高等裁判所若しくは地方裁判所に、これを行うことができる。

### (b) 被拘禁者が採り得る措置

#### 留置場

112. 警察留置場において、被留置者から、拷問等を受けたとの申出があった場合には、申出を受けた留置担当官は留置主任官を通じて警察署長に報告することとしており、警察署長は当該申出について速やかに調査を行い、誠実に処理し、その結果を被留置者本人に告知する。

### ○被疑者留置規則

第19条 看守者は、留置人からその処遇または弁護人の選任等につき申出があつたときは、直ちに留置主任官に報告し、必要な措置が講ぜられるようにしなければならない。

113. また、警察内部においては、上司から部下職員への命令の徹底や規律の保持を目的として、行政監督の立場から公務上の犯罪、非違及び事故等の調査又は検査を専門に行う監察官制度が設けられている。監察事務の担当者は、警察官による被疑者等に対する不適正な取扱いなどの規律違反があるとき、又は規律違反の申告があつたときは、直ちに事実を調査し、任命権者に申し立てることとなっている。懲戒事由に該当する行為があつたと認められる場合は、これに対する懲戒処分として、懲戒権者は当該警察官に対して、戒告・減給・停職又は免職の処分をすることができる。

### 矯正施設

114. 矯正施設の被収容者が拷問等を受けたと主張する場合には、上記の刑事上の告訴等を利用して捜査機関に申立てを行い、迅速かつ公平な検討を求めることができるほか、民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能である。

115. さらに、行刑施設の被収容者が法務大臣又はその命令を受けた法務省の職員である巡閲官に対し不服を申し出ることができる情願（監獄法第7条）の制度がある。情願は、本条約が禁止している拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱いのみならず、行刑施設の処置全般にわたる不服を対象とするもので、法務大臣に対しては書面で、巡閲官に対しては書面又は口頭で行うものである。被収容者は回数の制限なく情願を申し立てることができるほか、その内容について職員に知られることのないよう秘密申立権が保障されている（監獄法施行規則第4条第2項、同規則第6条）。法務大臣に対する情願については、大臣が閲覧の上、原則として、矯正局において、申立内容を詳細に調査するが、申立ての内容によっては、大臣の指示に基づき、人権擁護局において調査を行う等の運用の見直しを行い、実効性を高めており、これらの調査により事実を確認し、十分に検討した上、処理し、その結果を申立人に通知することとしている。この際、職員が拷問等に当たる行為を行ったことが判明した場合には、当該職員は、懲戒処分や刑事上の処分を受けることとなる。

この他、被収容者が行刑施設の職員の処置又は一身上の事情について、所長に面接して救済又は助言を求める制度として、所長面接制度が設けられている。（監獄法施行規則第9条）

なお、被収容者の救済申立制度の在り方については、法務大臣の指示に基づいて2003年3月に設置された「行刑改革会議」（民間有識者により構成）において、その抜本的な見直しに向けた議論が行われ、2003年12月に提言が提出された。現在、改善措置について検討を進めているところである（パラ85参照）。

116. このような救済申立制度等の利用状況は、2003年の1年間で、告訴466件、告発37件、訴訟217件、法務大臣に対する情願5884件となっている。ただし、申立事項は、拷問等に限定されず、希望、意見、感想を含めた苦情等一切の処遇に対する不服を含んでいる。

#### ○監獄法

第7条 在監者監獄ノ処置ニ対シ不服アルトキハ法務省令ノ定ムル所ニ依リ法務大臣又ハ巡閲官吏ニ情願ヲ為スコトヲ得

#### ○監獄法施行規則

第9条 所長ハ監獄ノ処置又ハ一身上ノ事情ニ付キ申立ヲ為サンコトヲ請フ在監者ニ面接ス可シ

2 前項ノ申立ヲ為サンコトヲ予告スル者アルトキハ其氏名ヲ面会簿ニ記載シ置キ其順序ニ従ヒ面接シタル後本人ニ開示シタル意見ノ要旨ヲ面会簿ニ記載ス可シ

## **入管収容施設**

117. 入管収容施設の被収容者についても、拷問を受けたと主張する場合には、上記の刑事上の告訴等を利用して捜査機関に申立てを行い、迅速かつ公平な検討を求めることができるほか、民事訴訟又は行政訴訟を提起することも可能であり、さらに収容後の処遇に不満があるときは、入国警備官（注：収容令書又は退去強制令書の執行を受ける者を収容する権限は入国警備官のみにある。（出入国管理及び難民認定法第61条の3の2））ではない収容施設の長が被収容者からの処遇に関する意見を聴取し、また、収容所等の処遇の現場を巡視するなどの措置を講じることにより、処遇の現状を適格に把握しその適正を期すことを確保している（被収容者処遇規則第2条の2）。その方法については、所長等に書面または面接して口頭で意見を申し立てることとしており、書面による場合は匿名であっても構わない。また、意見、苦情等を申し立てたことを理由に、不利な取扱いを受けることはなく、その旨所内に掲示し、被収容者に周知徹底している。なお、申立てを受けた所長等は、必要があるときは、被収容者及び関係職員から意見等に関する説明を求め、その内容に応じて必要な措置を講じるものとしている。加えて、被収容者が自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、所長等に不服を申し立てることができ（同規則第41条の2第1項）、さらに不服の申出についての所長等の判定に不服があるときは、法務大臣に対し異議を申し出ることができる（同規則第41条の3第1項）。

118. なお、被収容者は、施設の保安上支障があると認める部分がなければ、通信文をそのまま発信することができることとなっているほか、設備の整っている一部の収容施設では一定の時間帯において電話使用の自由化を行っており、いずれの機関に対しても通報することができることとなっている（被収容者処遇規則第37条）。

119. 2003年中になされた異議申出件数は28件であったが、これら申出の理由については拷問等に限定されず、また、入国警備官の措置が存在しないものや不服申出制度対象外のものも含まれていた。

### **○出入国管理及び難民認定法**

#### **第61条の3の2**

2 入国警備官は、左の事務を行う。

一 入国、上陸又は在留に関する違反事件を調査すること。

二 収容令書及び退去強制令書を執行するため、その執行を受ける者を収容し、護送し、及び送還すること。

三 入国者収容所、収容場その他の施設を警備すること。

### ○被収容者処遇規則

第2条の2 所長等（注：入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者からの処遇に関する意見の聴取、収容所等の巡視その他の措置を講じて、被収容者の処遇の適正を期するものとする。

第37条 所長等は、被収容者の発信する通信文を検閲した場合において、当該通信文の内容に収容所等の保安上支障があると認める部分があるときは、当該被収容者にその旨を告げてその部分を訂正させ、又はまつ消させた後発信させるものとし、その指示に従わないときは、これを領置するものとする。（以下略）

第41条の2 被収容者は、自己の処遇に関する入国警備官の措置に不服があるときは、当該措置があつた日から七日以内に、不服の理由を記載した書面により所長等にその旨を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかに必要な調査を行い、その申出があつた日から十四日以内に、その申出に理由があるかどうかを判定して、その結果を書面により前項の規定による申出をした者（以下「不服申出人」という。）に通知しなければならない。ただし、不服申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、第一項の申出があつた日から十四日以内に、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

3 前項の規定による通知に係る書面には、不服申出人が収容中である場合に限り次条第一項の規定による異議の申出をすることができる旨を記載しなければならない。

第41条の3 前条第二項の規定による判定に不服がある被収容者は、同項の規定による通知を受けた日から三日以内に、不服の理由を記載した書面を所長等に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。

2 所長等は、前項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に係る書面及び前条第二項の調査に関する書類を法務大臣に送付するものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定による申出があつたときは、速やかにその申出に理由があるかどうかを裁決して、書面により所長等を経由して第一項の規定による申出をした者（以下「異議申出人」という。）に通知するものとする。ただし、異議申出人がその通知を受ける前に出所している場合には、その者が出所前に所長等に届け出た出所後の住所、居所その他の場所に通知を発することができる。

### **感染症関連**

120. 感染症を理由とする措置により入院している患者等は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事に対し退院を求めることができ

る。このような求めがあったときは、都道府県知事は、同法に基づき、病原体の保有の有無を確認し、保有していないことが確認されれば退院させなければならない。

121. 検疫に伴い、隔離、停留されている者等は、検疫法に基づき、検疫所長に対し隔離又は停留の解除を求めることができる。このような求めがあったときは、検疫所長は、同法に基づき、病原体の保有の有無等を確認し、保有していないこと等が確認されれば隔離又は停留を解かなければならない。

#### ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第22条 都道府県知事は、第十九条又は第二十条の規定（注：都道府県知事による強制的な入院措置に係る規定）により入院している患者について、当該入院に係る一類感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、当該入院している患者を退院させなければならない。

3 第十九条若しくは第二十条の規定により入院している患者又はその保護者は、都道府県知事に対し、当該患者の退院を求めることができる。

#### ○検疫法

第15条2 検疫所長は、前項の措置をとつた場合において、第二条第一号（注：K. (d) 末尾参照）に掲げる感染症の患者については、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されたとき、コレラの患者についてはその病原体を保有していないこと又はその症状が消失したことが確認されたときは、直ちに、当該隔離されている者の隔離を解かなければならない。

4 前条（注：K. (d) 末尾参照）第一項第一号の規定により隔離されている者又はその保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）は、検疫所長に対し、当該隔離されている者の隔離を解くことを求めることができる。

第16条 第十四条第一項第二号に規定する停留は、期間を定めて、特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて検疫所長が適当と認めるものにその入院を委託し、又は船舶の長の同意を得て、船舶内に收容して行うことができる。（中略）

3 検疫所長は、第一項の措置をとつた場合において、当該停留されている者について、当該停留に係る感染症の病原体を保有していないことが確認されたときは、直ちに、当該停留されている者の停留を解かなければならない。（中略）

5 第十四条第一項第二号の規定により停留されている者又はその保護者は、検疫所長に対し、当該停留されている者の停留を解くことを求めることができる。

### 精神障害者関連



122. パラ93で述べたとおり、精神保健福祉法に基づき精神病院に入院中の者又はその保護者は、都道府県知事に対し退院又は処遇改善のための必要な措置を採ることを命じることを請求することができ、精神保健指定医を始めとする学識経験者等からなる精神医療審査会の審査の結果、入院が必要でない又は処遇が適当でないと認められた者については、都道府県知事は、その者を退院させ又は当該精神病院の管理者に対し処遇改善のための必要な措置を採ることを命じなければならない。また、措置入院等については、厚生労働大臣に対して、行政不服審査法に基づく審査請求等を行うことができるほか、行政事件訴訟法に基づく訴訟を提起できる。

123. パラ94で述べたとおり、心神喪失者等医療観察法においては、以下の趣旨を規定することにより、適切な処遇を確保することとしている。

(i) 入院者又はその保護者は、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して、入院者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずるよう求めることができる。これを受けた厚生労働大臣は、当該請求について社会保障審議会に審査を求め、その審査結果に基づき、必要があると認めるときは、指定入院医療機関の管理者に対し、処遇の改善のための措置を採ることを命じなければならない。

(ii) 厚生労働大臣は、指定医療機関の管理者に対し、入院者の処遇等に関する報告を求めることができ、また、入院者の処遇が厚生労働大臣が定める基準に適合していないと認めるとき等においては、処遇の改善のために必要な措置を採ること等を命ずることができる。

### **自衛官又は海上保安官による行為**

124. 自衛官又は海上保安官による行為についても、拷問等を受けたと主張する者による告訴等を受け、司法警察職員たる警務官、警務官補又は海上保安官が各々の権限の範囲において捜査を行うこととなる。

### **申立てを行った者及び証人の保護**

125. 申立てを行った者及び証人の保護の確保に関しては、以下のような措置が講じられている。

(i) 申立てを行った者又は証人に対して脅迫その他の加害行為を行った者は、事案に応じて、証人等威迫罪（刑法第105条の2）、暴行罪（同法第208条）、脅迫罪（同法第222条）その他の罪として処罰される。

(ii) 被害者等に対する加害行為等に及ぶと疑うに足る相当な理由があることが保釈の除外事由とされている（刑事訴訟法第89条第5号）。

(iii) 証人等がその身体又は生命に害を加えられた場合には、国が療養その他の給付を行

う（証人等の給付に関する法律第3条）。

(iv) 申立てを受けるなどした公務員が申立てを行った者等を不当に取り扱った場合には、その行為が犯罪に該当しなくても、懲戒処分の対象となり得る（国家公務員法第82条第1項、地方公務員法第29条第1項）。

(v) 証人の著しい不安又は緊張を緩和するため、証人尋問中、適当な者を証人に付き添わせることができる（刑訴法第157条の2）。

(vi) 証人が被告人や傍聴人の前で証言することの精神的負担を軽減するため、証人と被告人や傍聴人との間を遮へいする措置を採ることができる（刑訴法第157条の3）。

(vii) 証人が公開の法廷で証言することの精神的負担を軽減するため、証人を法廷以外の場所に在席させ、映像と音声により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法（ビデオリンク方式）により尋問ができる（刑訴法第157条の4）。

## ○刑法

第105条の2 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関して、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第208条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第222条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

## ○刑事訴訟法

第89条 保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

（中略）

5 被告人が、被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。（以下略）

第157条の2 裁判所は、証人を尋問する場合において、証人の年齢、心身の状態その他の事情を考慮し、証人が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その不安又は緊張を緩和するのに適当であり、かつ、裁判官若しくは訴訟関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるおそれがないと認める者を、その証人の供述中、証人に付き添わせることができる。

2 前項の規定により証人に付き添うこととされた者は、その証人の供述中、裁判官若しくは訴訟

関係人の尋問若しくは証人の供述を妨げ、又はその供述の内容に不当な影響を与えるような言動をしてはならない。

第157条の3 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、証人が被告人の面前（次条第一項に規定する方法による場合を含む。）において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合であつて、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、被告人とその証人との間で、一方から又は相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。ただし、被告人から証人の状態を認識することができないようにするための措置については、弁護人が出頭している場合に限り、採ることができる。

2 裁判所は、証人を尋問する場合において、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、名誉に対する影響その他の事情を考慮し、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、傍聴人とその証人との間で、相互に相手の状態を認識することができないようにするための措置を採ることができる。

第157条の4 裁判所は、次に掲げる者を証人として尋問する場合において、相当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所以外の場所（これらの者が在席する場所と同一の構内に限る。）にその証人を在席させ、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、尋問することができる。

一 刑法第七十六条 から第七十八条 まで（注：強制わいせつ、強姦、準強制わいせつ及び準強姦）、第八十一条（注：強制わいせつ等致死傷）、第二百二十五条（注：営利目的等略取及び誘拐）（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十七条第一項（注：被略取者收受等）（第二百二十五条の罪（注：身代金目的略取等）を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつの目的に係る部分に限る。）若しくは第二百四十一条前段の罪（注：強盗強姦及び同致死）又はこれらの罪の未遂罪の被害者

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項の罪（注：児童に淫行をさせる行為）若しくは同法第三十四条第一項第九号に係る同法第六十条第二項の罪（注：心神に有害な影響を与える行為目的に支配下に置く行為）又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪の被害者

三 前二号に掲げる者のほか、犯罪の性質、証人の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、裁判官及び訴訟関係人が証人を尋問するために在席する場所において供述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

2 前項に規定する方法により証人尋問を行う場合において、裁判所は、その証人が後の刑事手続において同一の事実につき再び証人として供述を求められることがあると思料する場合であつて、証人の同意があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、その証人の尋問及び供述

並びにその状況を記録媒体（映像及び音声を同時に記録することができる物をいう。以下同じ。）に記録することができる。

3 前項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体は、訴訟記録に添付して調書の一部とするものとする。

#### ○証人等の被害についての給付に関する法律

第3条 証人若しくは参考人が刑事事件に関し裁判所、裁判官若しくは捜査機関に対し供述（参考人にあつては、書面による供述を含む。以下同じ。）をし、若しくは供述の目的で出頭し、若しくは出頭しようとしたことにより、又は国選弁護人がその職務を行い、若しくは行おうとしたことにより、当該証人、参考人若しくは国選弁護人又はこれらの者の配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、直系血族若しくは同居の親族（以下「証人等」という。）が、他人からその身体又は生命に害を加えられたときは、国は、この法律に定めるところにより、被害者その他の者に対する給付を行う。

#### ○国家公務員法

第82条 職員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令（中略）に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

（以下略）

#### ○地方公務員法

第29条第1項 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律（注：教育公務員特例法等）又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

### N. 第14条

126. 我が国においては、国家賠償法第1条が公権力の行使にあたる公務員が損害を加えた場合の賠償について規定している。また、私人の関与があつた場合に当該私人の行為

に対する賠償については、民法第709条等において規定されている。

127. 拷問に当たる行為の被害者に対する損害賠償の面では、前記のとおり、国家賠償法又は民法に基づいて国又は私人が損害賠償責任を負うこととされる場合がある。

128. 国家賠償法に基づく損害賠償請求権の規定は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限って適用される（国家賠償法第6条）。民法に基づく損害賠償請求権の規定は、特に日本国民と外国人とを区別することなく適用される。

129. これらの損害賠償請求権は、被害者が死亡した場合には、相続される（民法第896条）。

130. 裁判等により賠償の義務を負った者が任意にその義務を履行しない場合には、被害者は、司法上の手続によって損害賠償請求権を実現することができる。

131. 被害者に対する損害の賠償は、原則として金銭で行われる。また、拷問に当たる行為による被害の回復に必要とされる医療上及び精神治療上のリハビリテーションの費用も、損害賠償の対象となり得る。なお、我が国の国内法上、損害賠償の上限は設定されていない。

132. このほか、社会の連帯共助の精神に基づき、犯罪被害者の被害の緩和を目的に、1980年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた者の遺族又は重障害を受けた者に対し、国が犯罪被害者等給付金を支給する制度が設けられている。なお、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有する者又は外国人であっても日本国内に住所を有する者については支給の対象となる。

#### ○国家賠償法

第1条第1項 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

第6条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

#### ○民法

第709条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

第715条 或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者ハ被用者カ其事業ノ執行ニ付キ第三者ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス但使用者カ被用者ノ選任及ヒ其事業ノ監督ニ付キ相当ノ注意ヲ為シタルトキ又ハ相当ノ注意ヲ為スモ損害カ生スヘカリシトキハ此限ニ在ラス

第896条 相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。但し、被相続人の一身に専属したものは、この限りでない。

### ○犯罪被害者等給付金支給法

第3条 国は、犯罪被害を受けた者（以下「被害者」という。）があるときは、この法律の定めるところにより、被害者又は遺族（これらの者のうち、当該犯罪被害の原因となつた犯罪行為が行われた時において、日本国籍を有せず、かつ、日本国内に住所を有しない者を除く。）に対し、犯罪被害者等給付金を支給する。

## ○. 第15条

133. 拷問によるものと認められるいかなる供述も、訴訟手続における証拠としてはならないことについては、憲法第38条第2項が「強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。」と規定している他、以下述べるとおり、刑事訴訟法により確保されている。

134. 刑事訴訟に関しては、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑いのある自白は、これを証拠とすることができない（刑事訴訟法第319条第1項）。刑事訴訟において、自白が任意にされたものであることについては、裁判で検察官がこれを立証しなければならず、その立証が果たされない限り、裁判所は自白を証拠として用いることができないと解されている。また、被告人は、自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には有罪とされない（同法第319条第2項）。これらの自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合も含む（同法第319条第3項）。裁判所は、刑事訴訟法の規定により証拠とすることができる書面又は供述であっても、あらかじめ、その書面に記載された供述等が任意になされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない（同法第325条）。検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、証拠とすることができる（同法第326条第1項）。

また、検察官は、司法警察員等が不適切な捜査をしていないか否かをも確認し、防止

すべき責務を負っていると解されており、現実にもそのように対処されている。

135. なお、我が国においては、前述のとおり、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができないとされているが、自白が拷問によるものと認められたため証拠能力を否定された事例については、その数について統計を有していない。

136. なお、民事訴訟法上は、拷問によって得られたと認められる供述の証拠能力を制限する明文上の規定は存在しない。しかし、少なくとも著しく反社会的な手段を用いて憲法の保障する権利の侵害を伴う方法によって収集された証拠は、民事訴訟においても証拠能力が否定されると解する見解が有力であり、公務員等の拷問の結果として得られた供述は、その最たるものであるから証拠能力が否定されると考えられる。

#### ○憲法

第38条第2項 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

#### ○刑事訴訟法

第319条 強制、拷問又は脅迫による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

2 被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

3 前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第325条 裁判所は、第三百二十一条から前条までの規定により証拠とすることができる書面又は供述（注：被告人・被告人以外の者の供述書等）であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第326条 検察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの状況を考慮し相当と認めるときに限り、（中略）これを証拠とすることができる。

2 被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

### P. 第16条

137. 我が国において、国内法上、拷問は独立した犯罪としては規定されておらず、第4条に関するパラ31で掲げた犯罪は、本条約上の拷問のみならず、公務員等による「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」についても該当する。特に、本条約第10条から13条までに規定する義務については、公務員等による「他の形態の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」に対しても全く同様に履行されている。

## Q. その他

### (a) NGOとの協力

138. 政府は、本条約を含む各種人権関係条約の実施に際し、民間レベルでの様々な活動の重要性を十分認識しているところであり、従来より民間団体との対話を適宜行い、その意見をも参考として、関連する施策の策定に当たっている。今後とも、本条約の効果的実施に向けて、民間団体と意見交換の機会を適宜持つなど建設的な関係の構築に努めていきたいと考えている。

### (b) いわゆる代用監獄

139. 日本においては、約1,300の警察留置場が警察署等に設置されている。警察留置場には、刑事訴訟法に基づき逮捕された被疑者、刑事訴訟法に基づき裁判官の発する勾留状により勾留された未決拘禁者等が留置されている。留置場に留置される被疑者は、2003年の1年間で約19万人であった。

140. 逮捕された被疑者は、釈放される場合を除いて、検察官の勾留請求により裁判官の面前に連れていかれ、裁判官が、被疑者を勾留するか否かを決定する。被疑者の勾留場所は、刑事訴訟法によって、監獄とされており（刑事訴訟法第64条第1項等）、監獄法は、警察留置場を監獄に代用することができることを定めている（監獄法第1条第3項）。この警察留置場を監獄に代用することができる制度がいわゆる「代用監獄制度」と呼ばれているものである。なお、被疑者の勾留場所については、刑事訴訟法上拘置所又は警察留置場のいずれを選択するかを定めている規定はなく、検察官の請求を受けて、裁判官が、個々の事件ごとに、諸般の事情を総合的に勘案して決定している（刑事訴訟法第64条第1項）。

141. 公訴提起後についても、罪証隠滅及び逃走防止のため必要がある場合には、裁判所



は被告人を勾留することができる（刑訴法第60条）。この勾留場所についても、被疑者の場合と同様監獄とされており、警察留置場を代用することができる。

142. 本制度は、本条約第1条1にいう「合法的な制裁」に該当するものであり、いわゆる代用監獄への収容自体は、本条約にいう拷問に当たるものではない。また、いわゆる代用監獄制度においては、捜査を担当しない部門に属する留置担当官が、関係する法令等に基づき、勾留された被疑者等の処遇を人権に配慮して行っているところであり、不必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる取扱い又は刑罰は行われていない。したがって、このようにいわゆる代用監獄制度が適正に運用されている限り、「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」が行われているとして、本条約上の問題が生じるものではないと考える。

143. なお、警察留置場における生活については、市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づき我が国が提出した第4回報告パラ118から133を参照。また、捜査と留置の分離については、同報告パラ134から143を参照。

#### ○刑事訴訟法

第64条第1項 勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第203条第1項 司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取ったときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

#### ○監獄法

第1条第3項 警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ監獄ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者ヲ一月以上継続シテ拘禁スルコトヲ得ス

#### (c) 第22条に定める個人通報制度について

144. 本制度については、本条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から、注目すべき制度であると考えますが、本制度については、憲法の保障する司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生じるおそれがあり慎重に検討すべきとの指摘もあり、その受入

れにあたっては拷問禁止委員会による本制度の運用状況を様々な角度から更に検討する必要があると考え、我が国は、本条約への加入に際して第22条に規定する宣言を行わなかった。今後とも、本制度の運用状況などを見つつ、真剣かつ慎重に検討に努めていくこととしている。

#### (d) 死刑制度について

145. 我が国の死刑制度は、刑法に定められている罰であり、本条約第1条1にいう「合法的な制裁」に該当し、本条約にいう拷問に当たるものではない。また、現在我が国の採用している絞首刑が、他の方法に比して人道上残酷な方法とは考えられず、「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける」刑罰に該当するものでもない。さらに、死刑制度は、以下に述べるとおり、厳格に運用されている。

146. 法定刑として死刑が定められている罪は、殺人、強盗殺人、強盗強姦致死等の重大な犯罪合計18の罪に限られている上、外患誘致の罪を除く17の罪について懲役刑又は禁錮刑が選択刑として定められ、さらにいずれの犯罪についても心神耗弱等の法律上の減軽及び酌量減軽も定められている。個別の事件における死刑の選択は、最高裁判所判決で示された「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許される。」との判断を踏まえて、極めて厳格かつ慎重に行われている。したがって、我が国においては、現在、死刑は、罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対してのみ科されている。

147. なお、死刑判決を含む有罪判決に対しては、被告人は、上訴権を有し、審級に応じて、控訴・上告ができる。有罪判決について上記の不服申立が尽くされた後においても、当該有罪の言渡しを受けた者は、再審の請求をすることができる。

148. また、犯行時18歳未満の者に対しては、死刑をもって処断すべきときは、無期刑を科することとされており（少年法第51条第1項）、死刑判決が言い渡されることはなく、死刑の言渡しを受けた女子が懐胎しているとき等には、法務大臣の命令により刑の執行を停止することとされている（刑事訴訟法第479条第2項及び第3項）。

149. 2003年中に死刑が確定した者は2名、いずれも殺人等の罪に対して科されている。また、2003年中に死刑が執行された者は1名である。

(参考) 2003年中に死刑が確定した2名の犯した犯罪

(1) 強盗殺人、詐欺

(2) 殺人・同未遂、建造物侵入、銃砲刀剣類所持等取締法違反、暴行、傷害、器物損壊

#### ○少年法

第51条 罪を犯すとき十八歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期徒刑を科する。

#### ○刑事訴訟法

第479条 死刑の言渡を受けた者が心神喪失の状態に在るときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

2 死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務大臣の命令によつて執行を停止する。

3 前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の状態が回復した後又は出産の後に法務大臣の命令がなければ、執行することはできない。(以下略)

#### (e) 戒具や保護房(室)の使用について

##### **矯正施設**

150. 被收容者が、逃走、暴行又は自殺に及ぶおそれがある場合、制止に従わず、大声又は騒音を発する場合、房内汚染等異常な行動を反復するおそれがある場合等で、同人を普通房に收容することが不相当と認められるときは、保護房(被收容者の鎮静及び保護に充てるために設けられた相応の設備及び構造を有する独居房をいう。)に收容することがあり、また、被收容者が、逃走、暴行又は自殺に及ぶおそれがある場合等には、戒具(手錠)を使用することがある。

保護房は、その目的達成の観点から、構造上、遮音性、堅牢性等に配慮し、自殺等に供されやすい設備、器具、突起物等を除き、壁や床に柔らかい材質のものを使用するなどした居房であり、保護房への收容は、法令に基づき隔離の必要がある場合における独居拘禁の一形態である。

151. 保護房及び戒具については、いずれも関係法令に基づき收容又は使用されるものであり、被收容者に逃走、暴行等のおそれがあり、その防止のために必要がある場合のみ使用されるものである。したがってこうした收容又は使用が適正になされる限り、本条約第1条1に規定する拷問の成立要件である目的又は理由が存せず、拷問に当たらない。また、被收容者に対し不必要な苦痛を与えるものではなく、以下に述べるとおり、その使用に際しては、被收容者の尊厳、品位を傷つける取扱いとならないよう十分に配慮が

行われており、本条約にいう「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い」にも当たらない。

具体的には、戒具の使用及び保護房への収容に当たっては、関係法令に基づくほか、通達等により、状況に応じ、その目的を達成するために合理的に必要と判断される限度を超えてはならないとされ、戒具使用中の者及び保護房収容中の者については、早期に解除できるよう被収容者に働きかけるほか、必ず医師にその心身の状況を把握させ、必要に応じて診察させることとしている。

152. 戒具（手錠）の一種として、これまで使用されてきた革手錠（革製のバンドに、両手首を固定する円筒型の革の腕輪が付いている構造の手錠）については、前記のとおり、名古屋刑務所刑務官が同手錠で受刑者の腹部を強く締め付けたなどとして、刑務官が特別公務員暴行陵虐致死傷罪により公判請求された事案があったことにかんがみ、2003年10月1日から同手錠を廃止し、これに代わるものとして、腹部を締めることなく手首だけを拘束する新型手錠が採用されている。新型手錠は、従前の革手錠とは異なり、手首以外の部位を拘束することがないので、安全性はより高いものと考えている。

さらに、適切かつ安全な運用の保障を高めるため、例えば、保護房に収容されている者に対しては、保護房収容のみでは、暴行又は自殺を抑止できないと認められる場合に限って、新型手錠を使用することができること、被使用者の身体に危害等を加えるような方法で新型手錠を使用してはならないこと等の指針を明確化し、これを訓練、研修等を通して徹底する措置を講じた。

#### ○監獄法

第15条 在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適当ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得

第19条 在監者逃走、暴行若クハ自殺ノ虞アルトキ又ハ監外ニ在ルトキハ戒具ヲ使用スルコトヲ得

#### ○監獄法施行規則

第47条 在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ

第48条 戒具ハ左ノ四種トス

- 一 鎮静衣
- 二 防声具
- 三 手錠
- 四 捕縄

第49条 戒具ハ所長ノ命令アルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス但緊急ヲ要スルトキハ此限ニ在ラズ

2 前項但書ノ場合ニ於テハ使用後直ニ其旨ヲ所長ニ報告ス可シ

## 入管収容施設

153. 戒具は出入国管理及び難民認定法に基づき規定される被収容者処遇規則に即して使用が認められるものであり、被収容者に逃走、暴行等のおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で使用できるものである。

また、同処遇規則に基づき隔離する必要性が生じた被収容者のうち、当該被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収容施設内の秩序維持の必要性が認められる場合には、それらの者を保護室へ収容することができる。とされる。

したがって、戒具及び保護室については、いずれも法令に従って適正に使用される限り、本条約第1条1にいう拷問の成立要件となる目的又は理由が存せず、拷問には当たらない。また、これらは、同規則に従い適正に使用される限り不必要な苦痛を与えるものではないところ、入国管理局においては、2003年3月にこれらの使用について、より一層適正な使用が図られるように戒具の供用及び隔離の要領を改めるなど被収容者の尊厳、品位を傷つける取扱いとならないよう十分に配慮が行われており、本条約にいう「残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰」に当たるものでもない。

なお、隔離収容は、同規則第18条に基づき所長等の判断で行うものであり、隔離期間は事案に応じて所長等が定めている。なお、隔離の必要がなくなったときは、直ちに隔離を解除している。

また、保護室は、被収容者の生命・身体の保護等のために、室内の突起物を極力排し内壁を柔らかい木製等とする構造となっている。

### ○被収容者処遇規則

第18条 所長等は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をし、又はこれを企て、通謀し、あおり、そそのかし若しくは援助した場合は、期限を定め、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合において、所長等は、当該期限にかかわらず、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

- 一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為をすること。
- 二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害すること。
- 三 自殺又は自損すること。

2 前項に規定する場合において、所長等の命令を受けるとまがないときは、入国警備官は、自ら当該被収容者を他の被収容者から隔離することができる。

3 入国警備官は、前項の規定による隔離を行ったときは、速やかに所長等に報告しなければならない。

154. 戒具の使用又は保護室への収容に当たっては、法令により、所長等の命令を受けてこれらを行うことができるとされるほか、戒具の使用及び保護室への収容に当たり、所長等の命令を受けるとまがない場合には、使用又は収容後直ちに所長等に報告しなければならないこととして、戒具の使用又は保護室への収容の要件についての慎重かつ的確な判断が確保されているところである。なお、入管施設では、これまで使用されてきた戒具の一種である皮手錠について、2003年3月10日から、事務連絡をもって原則としてその使用を差し控えることとしてきたが、手首以外の部位を拘束することのない新型手錠が代替品として導入されたことから、2003年11月28日をもって、従前の皮手錠を廃止した。

### ○被収容者処遇規則

第19条 所長等（注：入国者収容所長及び地方入国管理局長）は、被収容者が次の各号の一に該当する行為をするおそれがあり、かつ、他にこれを防止する方法がないと認められる場合は、必要最小限度の範囲で、入国警備官に、当該被収容者に対して戒具を使用させることができる。ただし、所長等の命令を受けるとまがないときは、入国警備官は、自ら戒具を使用させることができる。

- 一 逃亡すること。
- 二 自己又は他人に危害を加えること。
- 三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊すること。

第20条第1項 戒具は、次の四種類とする。

- 一 第一種手錠
- 二 第二種手錠
- 三 第一種捕じょう
- 四 第二種捕じょう

### (f) 処遇上の独居拘禁について

#### 矯正施設

155. 矯正施設の被収容者について、戒護上隔離の必要がある場合には、法令により独居拘禁に付することとされており、独居拘禁の期間は、原則として6か月以内とされ、特に継続の必要がある場合には、3か月ごとに期間を更新することができることとされているところ、独居拘禁に付するかどうか、及びその期間を更新するかどうかの判断は、実務上、その必要性等について、施設に設けられた分類審査会において慎重に検討した上で、本人の心身の状況に十分配慮しつつ、最終的に行刑施設の長が決定している。

言うまでもなく、独居拘禁の長期化は、被収容者の心身に悪影響を与えるおそれがあり、また、受刑者の改善更生を図るためには、他人と集団で生活することにより社会性

を養うことが重要であることなどから、各行刑施設においては、できる限り受刑者を工場に出役させたいと考えており、こうした観点から、独居房担当職員が独居拘禁者の指導に努めているほか、幹部職員が面接するなどして、機会あるごとに集団生活へ移行させようと試みているが、ごくわずかながら、やむを得ず独居拘禁の期間が長期にわたる例が見られるところである。

#### ○監獄法

第15条 在監者ハ心身ノ状況ニ因リ不適當ト認ムルモノヲ除ク外之ヲ独居拘禁ニ付スルコトヲ得

#### ○監獄法施行規則

第47条 在監者ニシテ戒護ノ為メ隔離ノ必要アルモノハ之ヲ独居拘禁ニ付ス可シ

第27条 独居拘禁ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス但特ニ継続ノ必要アル場合ニ於テハ爾後三月毎ニ其期間ヲ更新スルコトヲ妨ケス

### 入管収容施設

156. 入管収容施設における収容は、出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制手続を円滑に行うこと及び本邦における在留活動の禁止を目的として身柄を収容するものであり、収容に当たっては、入管法において、被収容者に対しては、収容施設の保安上支障がない範囲内において、できる限りの自由が与えられなければならないと規定されているところであり、基本的には収容定員2人以上の居室である共同室に収容することとしているが、被収容者の国籍や文化の違いなどの要因のほか、他の被収容者との共同生活に馴染まない等、様々な理由で共同室ではなく、単独室への収容を希望する被収容者も存しており、これらの者については、原則、本人からの申出に基づき、収容定員1人の居室である単独室に収容することとしている。しかしながら、この場合においても、被収容者間の会話等に制限はなく、本人が共同室への収容を希望した場合は、柔軟に対応している。

#### (g) 懲罰

### 矯正施設

157. 行刑施設においては、多数の被収容者を集団として適正に管理し、逃走等を防止して、その身柄を確保するとともに、被収容者の法的地位に応じた収容の目的を達成するため、行刑施設内の規律及び秩序を適正に維持する必要がある。そのため、施設内で禁止される行為について、「被収容者遵守事項」として定め、事前にこれを被収容者に告知し、周知させるよう十分に配慮した上で、違反者に対しては懲罰の対象とすることにより、禁止された行為の発生を防止し、施設内の規律及び秩序を維持する制度を設けてい

る。

懲罰の種類には、叱責、文書・図画閲読の3か月以内の禁止、作業賞与金計算高の一部又は全部の削減、2か月以内の軽屏禁等がある。

軽屏禁は、通常の居房と同じ構造の独居房において、他の被収容者との接触を絶ち、居房内に着座させて、内省の機会を与え、改悛を促すというものであり、現在、実際に科せられている懲罰の中では最も重いものである。軽屏禁の執行に際しては、事前に医師による健康診断を実施して、健康に害がないと認められなければ執行を開始することができないこととされており、執行中においても、医師による診断がなされ、健康に害を及ぼす特別の事由があるときは執行を停止するなど、健康を害することがないように十分に配慮している。

懲罰の手続は、法務大臣訓令に則り、まず、規律違反行為容疑者に対して容疑行為等を告げた上、当該容疑者から、事実関係、経緯等について事情を聴取するほか、職員からの報告、規律違反行為を見聞きした他の被収容者からの事情聴取等により事実関係を把握する。その後、当該行刑施設の幹部職員をもって構成する懲罰審査会において、当該容疑者を出席させて規律違反の容疑事実を告知し、弁解の機会を与えた上で、当該容疑者を補佐する立場の役割を果たす幹部職員が、当該容疑者のために意見を述べ、これらの内容を斟酌するとともに規律違反の疑いのある行為の有無・動機・内容・態様、当該容疑者の行状・処遇経過、当該行刑施設の保安の状況等を踏まえて懲罰審査会としての意見を決定して、これを行刑施設の長に報告し、行刑施設の長が、懲罰審査会の意見を踏まえ、かかる諸事情を総合的に考慮して科罰するか否か、科罰する場合の懲罰の内容を決定しているところであり、公正さが担保された適正な運営の確保が図られている。

付属：関連国内法

○逃亡犯罪人引渡法

○国際捜査共助等に関する法律

○外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法



## ○逃亡犯罪人引渡法

第一条 この法律において「引渡条約」とは、日本国と外国との間に締結された犯罪人の引渡しに関する条約をいう。

2 この法律において「請求国」とは、日本国に対して犯罪人の引渡しを請求した外国をいう。

3 この法律において「引渡犯罪」とは、請求国からの犯罪人の引渡しの請求において当該犯罪人が犯したとする犯罪をいう。

4 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪について請求国の刑事に関する手続が行なわれた者をいう。

第二条 左の各号の一に該当する場合には、逃亡犯罪人を引き渡してはならない。但し、第三号、第四号、第八号又は第九号に該当する場合において、引渡条約に別段の定があるときは、この限りでない。

一 引渡犯罪が政治犯罪であるとき。

二 引渡の請求が、逃亡犯罪人の犯した政治犯罪について審判し、又は刑罰を執行する目的でなされたものと認められるとき。

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

五 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行われ、又は引渡犯罪に係る裁判が日本国の裁判所において行われたとした場合において、日本国の法令により逃亡犯罪人に刑罰を科し、又はこれを執行することができないと認められるとき。

六 引渡犯罪について請求国の有罪の裁判がある場合を除き、逃亡犯罪人がその引渡犯罪に係る行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がないとき。

七 引渡犯罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について日本国の裁判所において確定判決を経たとき。

八 逃亡犯罪人の犯した引渡犯罪以外の罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき、又はその事件について逃亡犯罪人が日本国の裁判所において刑に処せられ、その執行を終らず、若しくは執行を受けないこととなっていないとき。

九 逃亡犯罪人が日本国民であるとき。

第三条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡しの請求があつたことを証明する書面に関係書類を添附し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求が引渡条約に基づいて行なわれたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。

第四条 法務大臣は、外務大臣から前条の規定による引渡しの請求に関する書面の送付を受けたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、東京高等検察庁検事長に対し関係書類を送付して、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて東京高等裁判所に審査の請求をなすべき旨を命じなければならない。

一 明らかに逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当すると認めるとき。

二 第二条第八号又は第九号に該当する場合には逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定めがある場合において、明らかに同条第八号又は第九号に該当し、かつ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

三 前号に定める場合のほか、逃亡犯罪人を引き渡すかどうかについて日本国の裁量に任せる旨の引渡条約の定めがある場合において、当該定めに関連し、かつ、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

四 引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるとき。

2 法務大臣は、前項第三号又は第四号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

第五条 東京高等検察庁検事長は、前条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、逃亡犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁され、又は仮拘禁許可状による拘禁を停止されている場合を除き、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官のあらかじめ発する拘禁許可状により、逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。但し、逃亡犯罪人が定まった住居を有する場合であつて、東京高等検察庁検事長において逃亡犯罪人が逃亡するおそれがないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の拘禁許可状は、東京高等検察庁の検察官の請求により発する。

3 拘禁許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、有効期間及びその期間経過後は拘束に着手することができず拘禁許可状は返還しなければならない旨並びに発付の年月日を記載し、裁判官が記名押印しなければならない。

第六条 東京高等検察庁の検察官は、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補（以下「検察事務官等」という。）に前条の拘禁許可状による拘束をさせることができる。

2 拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束するには、これを逃亡犯罪人に示さなければならない。

3 検察事務官等は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したときは、できる限りすみやかに、これを東京高等検察庁の検察官に引致しなければならない。

4 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七十一条、第七十三条第三項、第七十四条及び第二百二十六条の規定は、拘禁許可状による拘束について準用する。

第七条 東京高等検察庁の検察官は、拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束したとき、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、直ちに、その人違でないかどうかを取り調べなければならない。

ない。

2 逃亡犯罪人が人違でないときは、直ちに、拘束の事由を告げた上、拘禁すべき監獄を指定し、すみやかに且つ直接、逃亡犯罪人をその監獄に送致しなければならない。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第八条 東京高等検察庁の検察官は、第四条第一項の規定による法務大臣の命令があつたときは、逃亡犯罪人の所在地が判らない場合を除き、すみやかに、東京高等裁判所に対し、逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するかどうかについて審査の請求をしなければならない。拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘束し、又は拘禁許可状により拘束された逃亡犯罪人を受け取つたときは、拘束した時又は受け取つた時から二十四時間以内に審査の請求をしなければならない。

2 前項の審査の請求は書面で行い、これに関係書類を添附しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、第一項の請求をしたときは、逃亡犯罪人に前項の請求書の謄本を送付しなければならない。

第九条 東京高等裁判所は、前条の審査の請求を受けたときは、すみやかに、審査を開始し、決定をするものとする。逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されているときは、おそくとも、拘束を受けた日から二箇月以内に決定をするものとする。

2 逃亡犯罪人は、前項の審査に関し、弁護士の補佐を受けることができる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をする前に、逃亡犯罪人及びこれを補佐する弁護士に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。但し、次条第一項第一号又は第二号の決定をする場合は、この限りでない。

4 東京高等裁判所は、第一項の審査をするについて必要があるときは、証人を尋問し、又は鑑定、通訳若しくは翻訳を命ずることができる。この場合においては、その性質に反しない限り、刑事訴訟法第一編第十一章 から第十三章 まで及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

第十条 東京高等裁判所は、前条第一項の規定による審査の結果に基いて、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一 審査の請求が不適法であるときは、これを却下する決定

二 逃亡犯罪人を引き渡すことができない場合に該当するときは、その旨の決定

三 逃亡犯罪人を引き渡すことができる場合に該当するときは、その旨の決定

2 前項の決定は、その主文を東京高等検察庁の検察官に通知することによつて、その効力を生ずる。

3 東京高等裁判所は、第一項の決定をしたときは、すみやかに、東京高等検察庁の検察官及び逃亡犯罪人に裁判書の謄本を送達し、東京高等検察庁の検察官にその提出した関係書類を返還しなければならない。

第十一条 外務大臣は、第三条の規定による書面の送付をした後に、請求国から逃亡犯罪人の引渡しを請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、第四条第一項の命令をした後に、外務大臣から前項の規定による通知を受け、又は第四条第一項各号の一に該当するに至つたときは、直ちに、その命令を取り消すとともに、第八条第三項の規

定による審査請求書の謄本の送付を受けた逃亡犯罪人にその旨を通知しなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、審査の請求をした後に審査請求命令が取り消されたときは、すみやかに、審査の請求を取り消さなければならない。

第十二条 東京高等検察庁の検察官は、第十条第一項第一号若しくは第二号の決定があつたとき、又は前条の規定により審査請求命令が取り消されたときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

第十三条 東京高等検察庁検事長は、第十条第三項の規定により、裁判書の謄本が東京高等検察庁の検察官に送達されたときは、すみやかに、意見を附し、関係書類とともに、これを法務大臣に提出しなければならない。

第十四条 法務大臣は、第十条第一項第三号の決定があつた場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当であると認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し逃亡犯罪人の引渡を命ずるとともに、逃亡犯罪人にその旨を通知し、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認めるときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び逃亡犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたとき、又は第十条第三項の規定により同条第一項第三号の決定の裁判書の謄本の送達を受けた日から十日以内に前項の規定による引渡の命令がないときは、直ちに、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を釈放しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定により逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後は、当該引渡請求につき逃亡犯罪人の引渡を命ずることができない。但し、第二条第八号の場合に関し引渡条約に別段の定がある場合において、同条同号に該当するため逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないと認める旨の通知をした後同条同号に該当しないこととなつたときは、この限りでない。

第十五条 前条第一項の引渡の命令による逃亡犯罪人の引渡の場所は、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁されている監獄とし、引渡の期限は、引渡命令の日の翌日から起算して三十日目の日とする。但し、逃亡犯罪人が引渡の命令の日に拘禁されていないときは、引渡の場所は、拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁すべき監獄又は拘禁が停止されるまで逃亡犯罪人が拘禁されていた監獄とし、引渡の期限は、逃亡犯罪人が拘禁状により拘束され、又は拘禁の停止の取消により拘束された日の翌日から起算して三十日目の日とする。

第十六条 第十四条第一項の規定による引渡の命令は、引渡状を発して行う。

2 引渡状は、東京高等検察庁検事長に交付しなければならない。

3 法務大臣は、引渡状を発すると同時に、外務大臣に受領許可状を送付しなければならない。

4 引渡状及び受領許可状には、逃亡犯罪人の氏名、引渡犯罪名、請求国の名称、引渡の場所、引渡の期限及び発付の年月日を記載し、法務大臣が記名押印しなければならない。

第十七条 東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けた場合において、逃亡犯罪人が拘禁許可状により拘禁され、又はその拘禁が停止されているときは、逃亡犯罪人が拘禁され、又は停止されるまで拘禁されていた監獄の長に対し、引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮しなければならない。

2 前項に規定する場合を除き、東京高等検察庁検事長は、法務大臣から引渡状の交付を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして拘禁状により逃亡犯罪人を拘禁させなければならない。

3 前項の拘禁状は、東京高等検察庁の検察官が発する。

4 第六条及び第七条の規定は、拘禁状による逃亡犯罪人の拘束について準用する。

5 東京高等検察庁検事長は、拘禁状により拘束された逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、その監獄の長に対し引渡状を交付して逃亡犯罪人の引渡を指揮するとともに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告しなければならない。

第十八条 法務大臣は、東京高等検察庁検事長から前条第五項又は第二十二条第六項の規定による報告があつたときは、直ちに、外務大臣に対し、逃亡犯罪人を引き渡すべき場所に拘束した旨及び引渡の期限を通知しなければならない。

第十九条 外務大臣は、第十六条第三項の規定による受領許可状の送付を受けたときは、直ちに、これを請求国に送付しなければならない。

2 外務大臣は、前条の規定による通知を受けたときは、直ちに、その内容を請求国に通知しなければならない。

第二十条 第十七条第一項又は第五項の規定による逃亡犯罪人の引渡の指揮を受けた監獄の長は、請求国の官憲から受領許可状を示して逃亡犯罪人の引渡を求められたときは、逃亡犯罪人を引き渡さなければならない。

2 監獄の長は、引渡の期限内に前項の規定による引渡の求がないときは、逃亡犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

第二十一条 前条第一項の規定により、逃亡犯罪人の引渡を受けた請求国の官憲は、すみやかに、逃亡犯罪人を請求国内に護送するものとする。

第二十二条 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人を親族その他の者に委託し、又は逃亡犯罪人の住居を制限して、拘禁の停止をすることができる。

2 東京高等検察庁の検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。第十七条第一項の規定により法務大臣から東京高等検察庁検事長に対して引渡状の交付があつたときは、拘禁の停止を取り消さなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定により拘禁の停止を取り消したときは、検察事務官等に逃亡犯罪人の拘束をさせることができる。

4 前項の規定による拘束は、拘禁許可状の謄本及び東京高等検察庁の検察官が作成した拘禁の停止を取り消した旨の書面を逃亡犯罪人に示した上、これを拘禁すべき監獄に引致して行う。

5 前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、急速を要するときは、同項の規定にかかわらず、逃亡犯罪人に対し拘禁の停止が取り消された旨を告げて、これを拘禁すべき監獄に引致することができる。但し、その書面は、できる限りすみやかに逃亡犯罪人に示さなければならない。

6 東京高等検察庁検事長は、第二項後段の規定により拘禁の停止の取消があつた場合において、逃亡犯罪人が拘禁すべき監獄に送致されたときは、すみやかに、法務大臣にその旨及び拘束した年月日を報告し

なければならない。

7 左の各号の一に該当するときは、停止されている拘禁は、その効力を失う。

一 逃亡犯罪人に対し、第十条第一項第一号又は第二号の決定の裁判書の謄本が送達されたとき。

二 逃亡犯罪人に対し、第十一条第二項の規定による通知があつたとき。

三 逃亡犯罪人に対し、第十四条第一項の規定により、法務大臣から引き渡すことが相当でないと認める旨の通知があつたとき。

第二十三条 外務大臣は、引渡条約に基づき、締約国から引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができる犯罪人が犯した犯罪（引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る。）についてその者を仮に拘禁することの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、その請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならない。

一 請求に係る者を逮捕すべき旨の令状が発せられ又は刑の言渡しがなされていることの通知がないとき。

二 請求に係る者の引渡しの請求を行うべき旨の保証がなされないとき。

2 引渡条約に基づかないで犯罪人を仮に拘禁することの請求があつたときは、当該請求をした外国から日本国が行う同種の請求に応ずべき旨の保証がなされた場合に限り、前項と同様とする。

第二十四条 法務大臣は、前条の規定による書面の送付を受けた場合において、当該犯罪人を仮に拘禁することを相当と認めるときは、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人を仮に拘禁すべき旨を命じなければならない。

第二十五条 東京高等検察庁検事長は、前条の規定による法務大臣の命令を受けたときは、東京高等検察庁の検察官をして、東京高等裁判所の裁判官があらかじめ発する仮拘禁許可状により、当該犯罪人を拘禁させなければならない。

2 第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条の規定は、仮拘禁許可状による拘禁について準用する。

第二十六条 法務大臣は、仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、外務大臣から第三条の規定による引渡しの請求に関する書面の送付を受けた場合において、第四条第一項各号の一に該当するため同条同項の規定による命令をしないときは、東京高等検察庁検事長及び当該犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人の釈放を命じなければならない。

2 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、当該犯罪人を釈放しなければならない。

第二十七条 東京高等検察庁検事長は、仮拘禁許可状が発せられている犯罪人について第四条第一項の規定による法務大臣の命令を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁の検察官をして、当該犯罪人に対し引渡しの請求があつた旨を告知させなければならない。

2 前項の告知は、当該犯罪人が仮拘禁許可状により拘禁されている場合には、その監獄の長に通知して行い、拘禁されていない場合には、当該犯罪人に書面を送付して行う。

3 仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人に対し第一項の規定による告知があつたときは、その拘禁

は、拘禁許可状による拘禁とみなし、第八条第一項の規定の適用については、その告知があつた時に東京高等検察庁の検察官が拘禁許可状により逃亡犯罪人を拘禁したものとみなす。

第二十八条 外務大臣は、第二十三条の規定による書面の送付をした後に仮に拘禁することの請求をした国から当該犯罪人の引渡しの請求をしない旨の通知があつたときは、直ちに、その旨を法務大臣に通知しなければならない。

2 法務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに、東京高等検察庁検事長及び当該犯罪人にその旨を通知するとともに、東京高等検察庁検事長に対し、当該犯罪人の釈放を命じなければならない。

3 東京高等検察庁の検察官は、前項の規定による釈放の命令があつたときは、直ちに、当該犯罪人を釈放しなければならない。

第二十九条 監獄の長は、仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人について、その者が拘束された日から二箇月（引渡条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間）以内に第二十七条第二項の規定による通知を受けないときは、当該犯罪人を釈放し、その旨を東京高等検察庁検事長に報告しなければならない。

第三十条 第二十二条第一項から第五項までの規定は、仮拘禁許可状による拘禁に準用する。

2 前項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、当該犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がなされたときは、当該仮拘禁許可状による拘禁の停止は、第二十二条第一項の規定による拘禁の停止とみなす。

3 第一項において準用する第二十二条第一項の規定により、仮拘禁許可状による拘禁の停止があつた場合において、次の各号の一に該当するときは、停止されている仮拘禁許可状による拘禁は、その効力を失う。

一 当該犯罪人に対し、第二十六条第一項又は第二十八条第二項の規定による通知があつたとき。

二 当該犯罪人が仮拘禁許可状により拘束された日から二箇月（引渡条約に二箇月より短い期間の定めがあるときは、その期間）以内に、当該犯罪人に対し第二十七条第一項の規定による告知がないとき。

第三十一条 この法律に定めるものの外、東京高等裁判所の審査に関する手続及び拘禁許可状又は仮拘禁許可状の発付に関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

第三十二条 この法律に定める東京高等裁判所若しくはその裁判官又は東京高等検察庁の検察官の職務の執行に関しては、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律（昭和二十二年法律第六十三号）の規定にかかわらず、東京高等裁判所には、管轄区域の定がないものとする。

第三十三条 日本国と外国との間に新たに引渡条約が締結された場合においては、引渡条約に締約国が日本国に対し当該引渡条約の効力発生前に犯された犯罪については犯罪人の引渡を請求することができない旨の定めがある場合を除き、この法律中引渡条約に基づく引渡しの請求に関する規定は、当該引渡条約の効力発生前に犯された犯罪につきその効力発生後になされた引渡しの請求に関しても、適用されるものとする。

第三十四条 法務大臣は、外国から外交機関を經由して当該外国の官憲が他の外国から引渡しを受けた者を日本国内を通過して護送することの承認の請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、これを承認することができる。

一 請求に係る者の引渡しの原因となつた行為が日本国内において行われたとした場合において、当該行為が日本国の法令により罪となるものでないとき。

二 請求に係る者の引渡しの原因となつた犯罪が政治犯罪であるとき、又は当該引渡しの請求が政治犯罪について審判し、若しくは刑罰を執行する目的で行われたものと認められるとき。

三 請求が引渡条約に基づかないで行われたものである場合において、請求に係る者が日本国民であるとき。

2 法務大臣は、前項の承認をすることがどうかについてあらかじめ外務大臣と協議しなければならない。

第三十五条 この法律に基づいて行う処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

## ○国際捜査共助等に関する法律

### 第一章 総則

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 共助 外国の要請により、当該外国の刑事事件の捜査に必要な証拠の提供（受刑者証人移送を含む。）をすることをいう。

二 要請国 日本国に対して共助の要請をした外国をいう。

三 共助犯罪 要請国からの共助の要請において捜査の対象とされている犯罪をいう。

四 受刑者証人移送 条約により刑事手続における証人尋問に証人として出頭させることを可能とするために移送すべきものとされている場合において、刑の執行として拘禁されている者を国際的に移送することをいう。

第二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共助をすることはできない。

一 共助犯罪が政治犯罪であるとき、又は共助の要請が政治犯罪について捜査する目的で行われたものと認められるとき。

二 条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪に係る行為が日本国内において行われたとした場合において、その行為が日本国の法令によれば罪に当たるものでないとき。

三 証人尋問又は証拠物の提供に係る要請については、条約に別段の定めがある場合を除き、その証拠が捜査に欠くことのできないものであることを明らかにした要請国の書面がないとき。

第三条 共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付は、外務大臣が行う。ただし、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において外務大臣が同意したときは、法務大臣が行うものとする。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理及び要請国に対する証拠の送付を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第四条 外務大臣は、共助の要請を受理したときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、共助要



請書又は外務大臣の作成した共助の要請があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

- 一 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、その方式が条約に適合しないと認めるとき。
- 二 要請が条約に基づかないで行われたものである場合において、日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

## 第二章 証拠の収集等

第五条 法務大臣は、受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二条各号（第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあっては、第二条各号又は前条各号）のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、次項に規定する場合を除き、次の各号のいずれかの措置を採るものとする。

- 一 相当と認める地方検察庁の検事正に対し、関係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を命ずること。
- 二 国家公安委員会に共助の要請に関する書面を送付すること。
- 三 海上保安庁長官その他の刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百十一号）第九十条に規定する司法警察職員として職務を行うべき者の置かれている国の機関の長に共助の要請に関する書面を送付すること。
  - 2 法務大臣は、共助の要請が裁判所、検察官又は司法警察員の保管する訴訟に関する書類の提供に係るものであるときは、その書類の保管者に共助の要請に関する書面を送付するものとする。
  - 3 法務大臣は、第一項に規定する措置その他の共助に関する措置を採るため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

第六条 国家公安委員会は、前条第一項第二号の書面の送付を受けたときは、相当と認める都道府県警察に対し、関係書類を送付して、共助に必要な証拠の収集を指示するものとする。

第七条 第五条第一項第一号の命令を受けた検事正は、その庁の検察官に共助に必要な証拠を収集するための処分をさせなければならない。

2 前条の指示を受けた都道府県警察の警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その都道府県警察の司法警察員に前項の処分をさせなければならない。

3 第五条第一項第三号の書面の送付を受けた国の機関の長は、その機関の相当と認める司法警察員に第一項の処分をさせなければならない。

第八条 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、関係人の出頭を求めてこれを取り調べ、鑑定を囑託し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提出を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

2 検察官又は司法警察員は、共助に必要な証拠の収集に関し、必要があると認めるときは、裁判官の発する令状により、差押え、搜索又は検証をすることができる。

3 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等（業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じ。）である場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保管

者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

4 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たっては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならない。

5 検察官又は司法警察員は、検察事務官又は司法警察職員に第一項から第三項までの処分をさせることができる。

第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法（明治四十年法律第四十五号）の罪に触れるときは、これを適用しない。

第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。

二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。

三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

第十一条 令状又は証人尋問の請求は、第二条第三号の書面を提出して、しなければならない。ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第十二条 令状又は証人尋問の請求は請求する者の所属する官公署の所在地を管轄する地方裁判所の裁判官に、司法警察職員が押収又は押収物の還付に関する処分に対する不服申立ては司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所に、しなければならない。

第十三条 検察官、検察事務官若しくは司法警察職員がする処分、裁判官がする令状の発付若しくは証人尋問又は裁判所若しくは裁判官がする裁判については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、刑事訴訟法（第一編第二章及び第五章から第十三章まで、第二編第一章、第三編第一章及び第四章並びに第七編に限る。）及び刑事訴訟費用に関する法令の規定を準用する。

第十四条 検事正は、共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を法務大臣に送付しなければならない。第五条第一項第三号の国の機関の長が証拠の収集を終えたときも、同様とする。

2 都道府県公安委員会は、警察本部長が共助に必要な証拠の収集を終えたときは、速やかに、意見を付して、収集した証拠を国家公安委員会に送付しなければならない。

3 国家公安委員会は、前項の送付を受けたときは、速やかに、意見を付して、これを法務大臣に送付するものとする。

4 第五条第二項の規定により共助の要請に関する書面の送付を受けた訴訟に関する書類の保管者は、速やかに、意見を付して、当該書類又はその謄本を法務大臣に送付するものとし、送付することができないときは、共助の要請に関する書面を法務大臣に返送しなければならない。

5 法務大臣は、第一項、第三項又は前項の規定による送付を受けた場合において、必要があると認めるときは、証拠の使用又は返還に関し要請国が遵守しなければならない条件を定めるものとする。

6 法務大臣は、前項の条件を遵守する旨の要請国の保証がないときは、共助をしないものとする。

第十五条 法務大臣は、第五条第一項第二号若しくは第三号又は第二項の措置を採つた後において、共助をしないことを相当と認めるときは、遅滞なく、その旨を共助の要請に関する書面の送付を受けた者に通知するものとする。

第十六条 法務大臣は、要請が第四条第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするとき、要請に応ずることが相当でないとして認め共助をしないこととするとき及び第十四条第五項の条件を定めるときは、外務大臣と協議するものとする。

2 法務大臣は、第五条第一項各号の措置を採ることとするときは、要請が証人尋問に係る場合その他共助の要請に関する書面において証拠の収集を行う機関が明らかな場合を除き、所管に応じて、国家公安委員会及び同項第三号の国の機関の長と協議するものとする。

第十七条 この章に定めるもののほか、令状の発付、証人尋問及び不服申立てに関する手続について必要な事項は、最高裁判所が定める。

第十八条 国家公安委員会は、国際刑事警察機構から外国の刑事事件の捜査について協力の要請を受けたときは、次の各号のいずれかの措置を採ることができる。

一 相当と認める都道府県警察に必要な調査を指示すること。

二 第五条第一項第三号の国の機関の長に協力の要請に関する書面を送付すること。

2 第二条（第三号を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。

3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に関係人の所在その他必要な事項について調査させることができる。

4 国家公安委員会は、第一項の措置に関し、要請において調査を行う機関が明らかな場合を除き、所管に応じて、同項第二号の国の機関の長と協議するものとする。

5 国家公安委員会は、第一項の措置を採ることとするときは、法務大臣の意見を聴くものとする。

6 第一項第一号の指示を受けた都道府県警察の警察本部長は、その都道府県警察の警察官に調査のための必要な措置を採ることを命ずるものとする。

7 第一項第二号の規定により協力の要請に関する書面の送付を受けた国の機関の長は、司法警察職員であるその機関の職員に当該要請に係る調査のための必要な措置を採ることを命ずることができる。

8 警察官又は前項の国の機関の職員は、前二項の調査に関し、関係人に質問し、実況見分をし、書類その他の物の所有者、所持者若しくは保管者にその物の提示を求め、又は公務所若しくは公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## ○外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法

第一条 裁判所ハ外国裁判所ノ囑託ニ因リ民事及刑事ノ訴訟事件ニ関スル書類ノ送達及証拠調ニ付法律上ノ補助ヲ為ス

2 法律上ノ補助ハ所要ノ事務ヲ取扱フヘキ地ヲ管轄スル区裁判所ニ於テ之ヲ為ス

第一条ノニ 法律上ノ補助ハ左ノ条件ヲ具備スル場合ニ於テ之ヲ為ス

- 一 嘱託カ外交機関ヲ經由シタルモノナルコト
- 二 書類送達ノ嘱託ハ送達ヲ受クヘキ者並其ノ国籍及住所又ハ居所ヲ記載シタル書面ヲ以テ為シタルモノナルコト
- 三 証拠調ノ嘱託ハ訴訟事件ノ当事者、証拠方法ノ種類、取調ヲ受クヘキ者ノ氏名国籍及住所又ハ居所並取調ヲ要スル事項ヲ記載シタル書面ヲ以テ為シ仍刑事ニ付テハ其ノ事件ノ要旨ヲ記載シタル書面ヲ添附シタルモノナルコト
- 四 日本語ヲ以テ作成セサル嘱託書及其ノ関係書類ニハ日本語ノ翻訳文ヲ添附スルコト
- 五 嘱託裁判所所属国力受託事項施行ノ為要スル費用ノ弁償ヲ保証シタルコト
- 六 嘱託裁判所所属国力同一又ハ類似ノ事項ニ付日本ノ裁判所ノ嘱託ニ因リ法律上ノ補助ヲ為シ得ヘキ旨ノ保証ヲ為シタルコト

2 条約又ハ之ニ準スヘキモノニ前項ノ規定ト異ル規定アルトキハ其ノ規定ニ従フ

第二条 受託事項カ他ノ裁判所ノ管轄ニ屬スルトキハ受託裁判所ハ嘱託ヲ管轄裁判所ニ移送スヘシ

第三条 受託事項ハ日本ノ法律ニ依リ之ヲ施行スヘシ